

第 1 回 地域防災力の向上に関する検討委員会

日 時：令和 7 年 7 月 29 日（火） 15:00～

場 所：神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 委員紹介

3. あいさつ

4. 事務局からの説明

(1) 神戸市の現況について 資料 6

(2) 防災福祉コミュニティ アンケート結果 資料 7

(3) アンケート結果を踏まえた課題・検討委員会で検討いただきたい事項 資料 8

5. 議題

(1) 課題整理を踏まえた意見交換

(2) その他事項に関する意見交換

6. 閉会

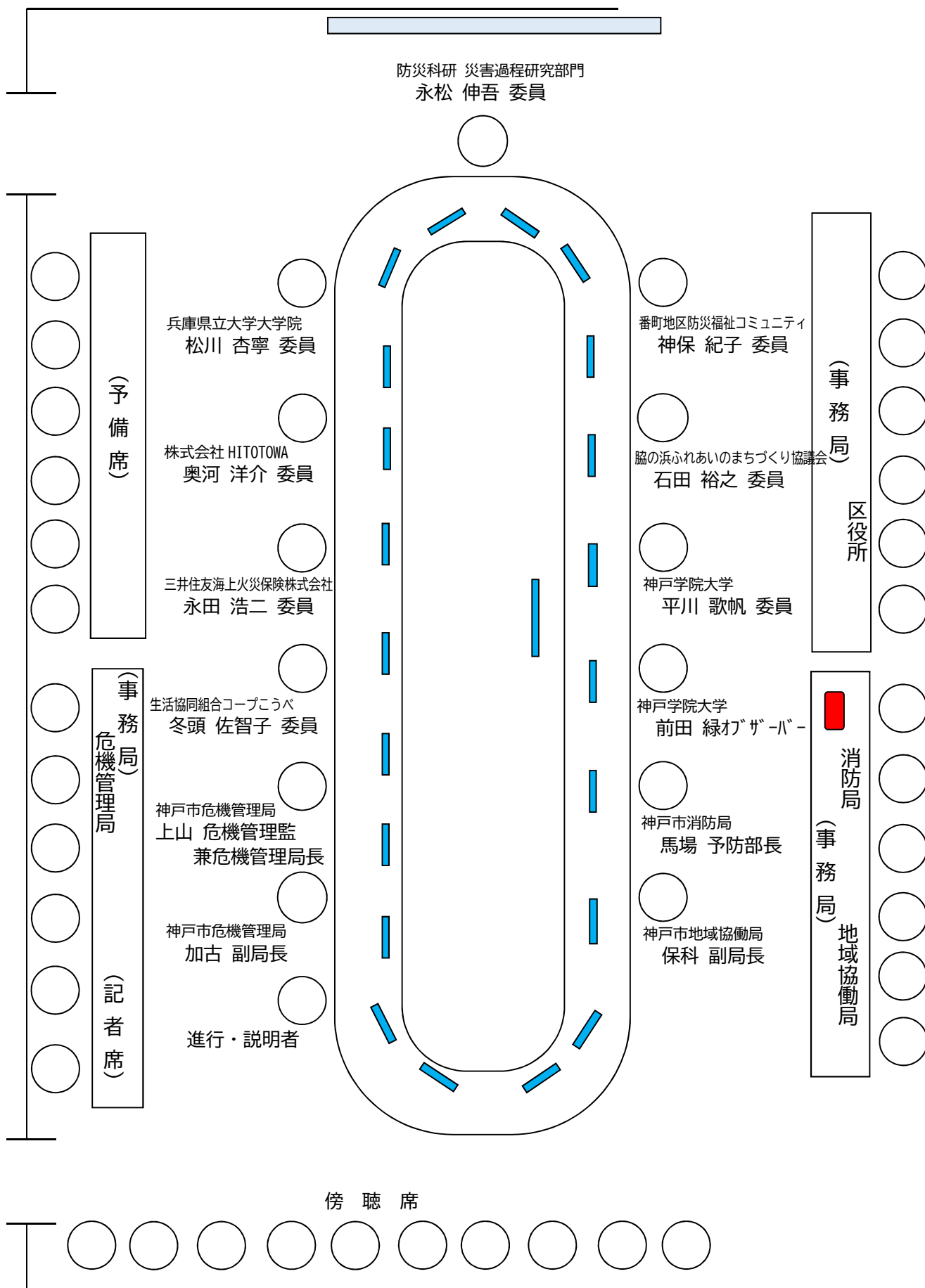
【配布資料】

- ・ 資料 1 議事次第（本紙）
- ・ 資料 2 座席表
- ・ 資料 3 委員名簿
- ・ 資料 4 神戸市地域防災力の向上に関する検討委員会開催要綱
- ・ 資料 5 神戸市有識者会議傍聴要綱
- ・ 資料 6 神戸市の現況について
- ・ 資料 7 防災福祉コミュニティに対するアンケート結果
- ・ 資料 8 アンケート結果を踏まえた課題・検討委員会で検討いただきたい事項
- ・ 資料 9 意見照会書

第1回神戸市地域防災力の向上に関する検討委員会 座席表

日 時：令和7年7月29日（火）15:00～

場 所：神戸市役所1号館14階 AV1会議室



地域防災力の向上に関する検討委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	所属・役職
ナガ マツ シン ゴ 永 松 伸 吾	国立研究開発法人防災科学技術研究所 社会防災研究領域 災害過程 研究部門長（関西大学 社会安全学部 大学院社会安全研究科 教授）
マツ カワ アン ナ 松 川 杏 寧	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 准教授
イシ タ ヒロ ユキ 石 田 裕 之	脇の浜ふれあいのまちづくり協議会委員長
ジン ボ ノリ ユ 神 保 紀 子	番町地区防災福祉コミュニティ本部長
フユ トウ サ チ コ 冬 頭 佐智子	生活協同組合コープこうべ 地域活動推進部 統括部長
ナガ タ コウ ジ 永 田 浩 二	三井住友海上火災保険株式会社 兵庫支店 神戸第一支社長
オク ガワ ヨウ スケ 奥 河 洋 介	株式会社 HITOTOWA 執行役員
ヒラ カワ ウタ ホ 平 川 歌 帆	神戸学院大学 現代社会学部社会防災学科 (防災女子・シーガルレスキュー)

神戸市地域防災力の向上に関する検討委員会開催要綱

令和7年7月1日

危機管理局長決定

(趣旨)

第1条 防災福祉コミュニティをはじめとする地域団体の構成員の高齢化や市民意識の変化による担い手不足等、低下が懸念される地域防災力の向上に向けた効果的な支援策等について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、神戸市地域防災力の向上に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(委員)

第2条 委員会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民代表

(3) 前各号に掲げる者のほか、危機管理局長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10名以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第4条 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関して協力を要請することができる。

(座長の指名等)

第5条 危機管理局長は、委員の中から座長を指名する。

2 座長は、会の進行をつかさどる。

3 危機管理局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の公開)

第6条 委員会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、危機管理局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 委員会を公開することにより公正かつ円滑な懇談会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 委員会の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は、危機管理局長が定める。

附 則 (令和7年7月1日決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日より施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

神戸市有識者会議傍聴要綱

〔平成 25 年 3 月 27 日〕
市 長 決 定

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であつて、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴等に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手續)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第4条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第5条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第6条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てないこと。

(3) 飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第 10 条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第 11 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない

(違反に対する措置)

第 12 条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の視聴)

第 13 条 インターネットを通じて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により会議を行う場合における会議の視聴については、第 2 条から第 12 条までの規定を準用する。この場合、「傍聴」とあるものは「視聴」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

資料6

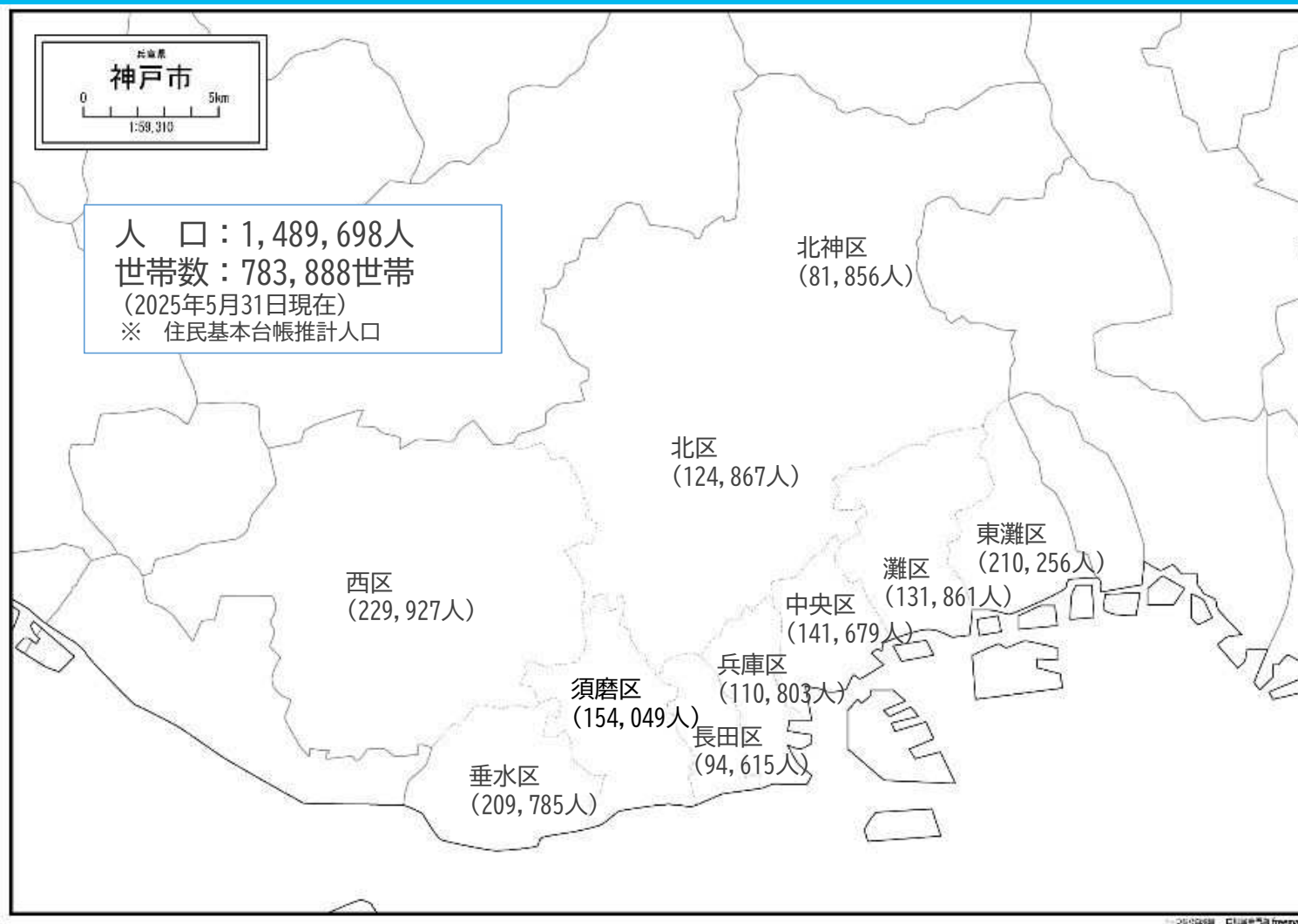
神戸市の現況



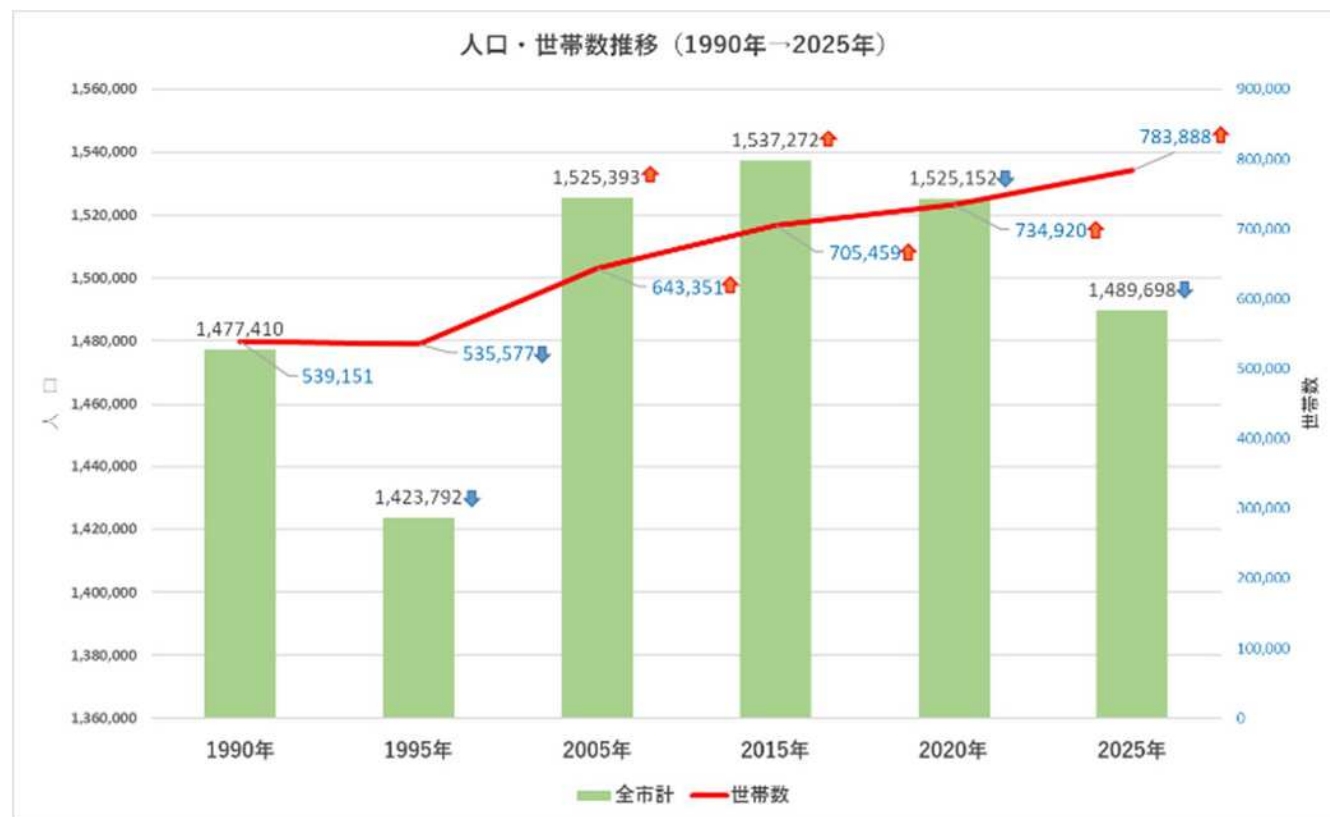
①人口・世帯数等の状況

【震災前（1990年）→ 現在（2025年）】





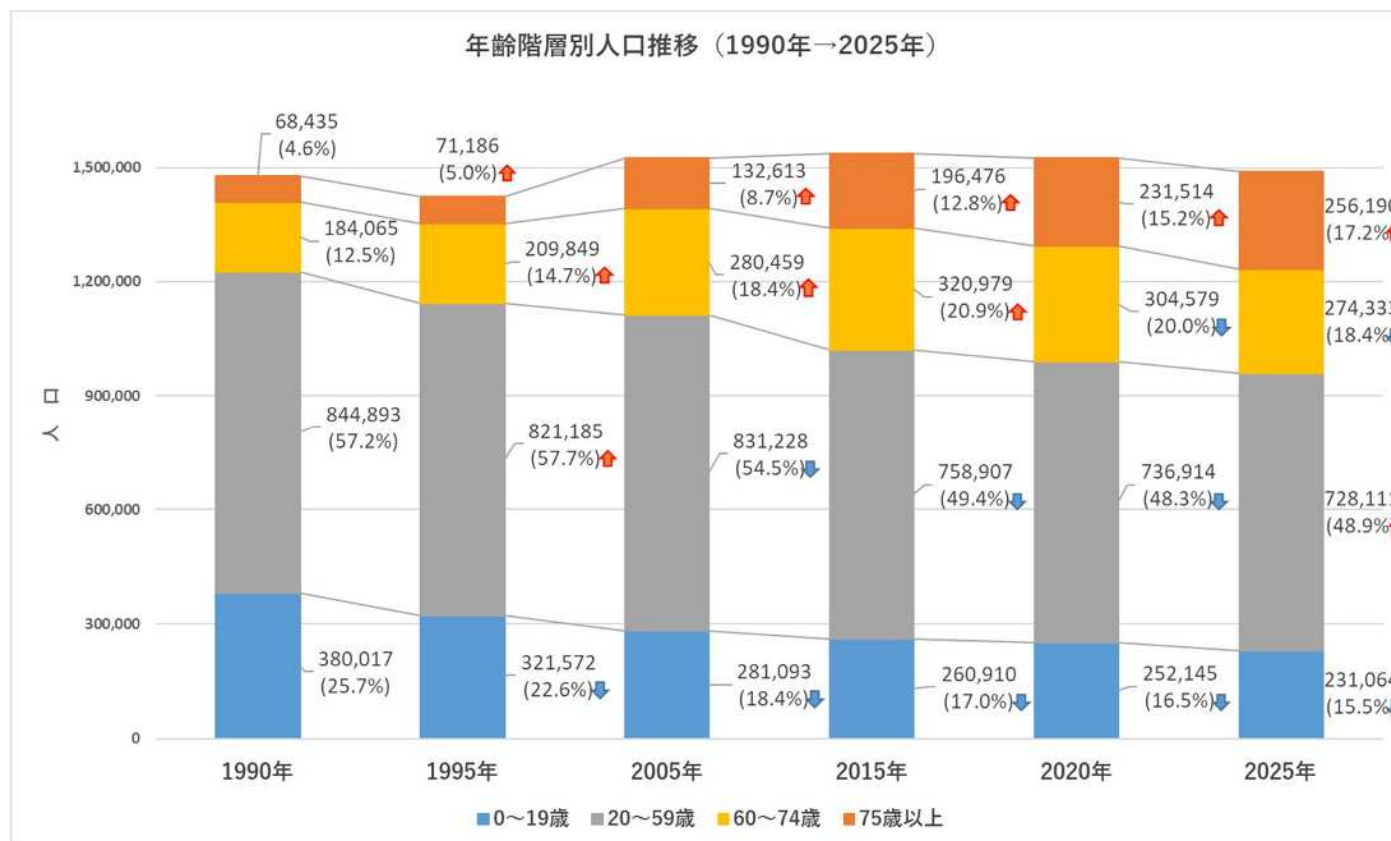
○人口・世帯数の推移（震災前(1990年)～現在(2025年)）



出典：1990年～2020年 国勢調査
2025年 住民基本台帳推計

- ・ 阪神淡路大震災の影響を受け、1995年に人口・世帯ともに減少している。
- ・ 人口では、震災後、2015年調査までは増加していたが、2020年以降減少傾向に転じており、2020年は2005年とほぼ同数、2025年は1990年とほぼ同数まで減少している。
- ・ 世帯数は、震災後、増加傾向が続いている。

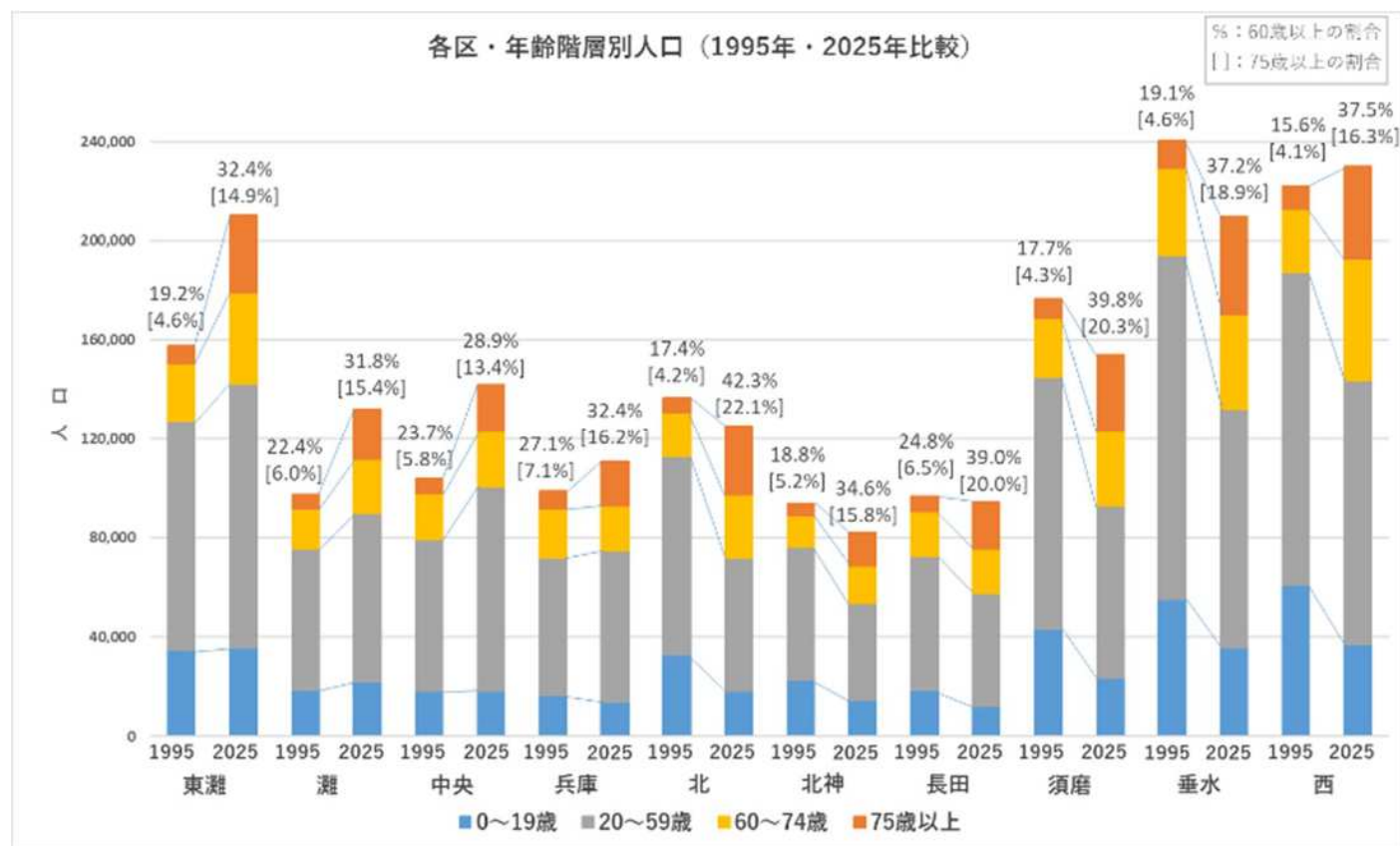
○年齢階層別人口の推移（震災前(1990年)～現在(2025年)）



出典：1990年～2020年 国勢調査
2025年 住民基本台帳推計

- ・ 0～19歳は、震災以降減少し続けており、震災前の約6割程度まで減少している。
- ・ 20～59歳では、2005年に人数では前回調査を若干上回ったものの、構成比率では減少しており、その後は人数・構成比率ともに減少している。
- ・ 60～74歳は、震災時も含め増加傾向であったが、2020年以降減少傾向に転じており、全体に占める割合では18.4%と2005年と同率になっている。
- ・ 75歳以上は、震災時を含め増加傾向が続いており、震災前の約3.7倍となっている。

○各区における年齢階層別人口の推移（震災直後(1995年)と現在(2025年)）



出典：1990年～2020年 国勢調査
2025年 住民基本台帳推計

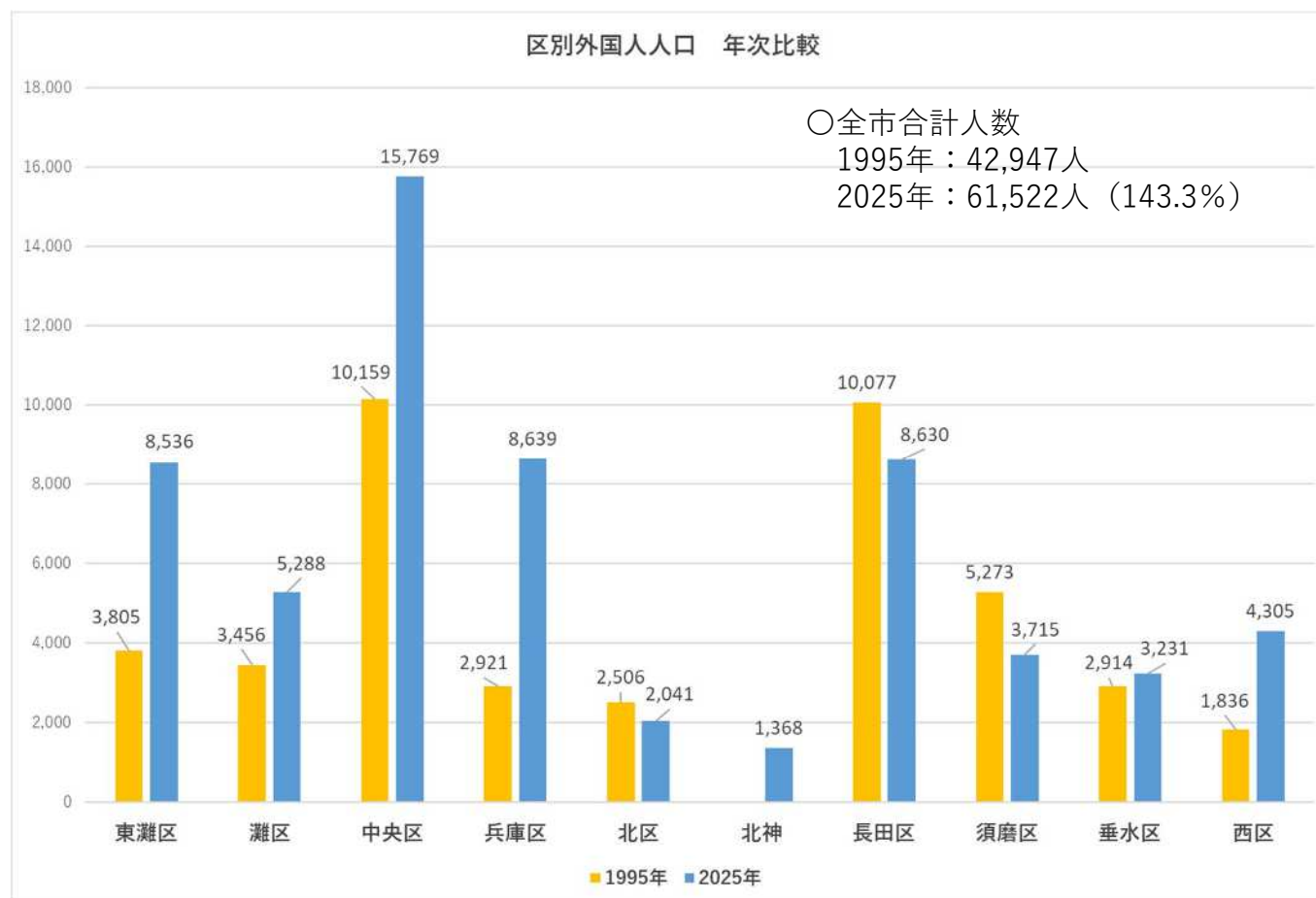
- すべての区で全体人口における60歳以上の構成比率が増加しており、特に75歳以上は顕著に増加している。

<60歳以上(75歳以上)の構成比率>

1995年 最小：西 15.6%(4.1%)
最大：兵庫 27.1%(7.1%)
2025年 最小：中央 28.9%(13.4%)
最大：北 42.3%(22.1%)

- 1995年に比べ、人口が増加している東灘、灘、中央、兵庫のうち、東灘、灘、中央では0～19歳の人口も増加しているが、全体人口における構成比率ではいずれも減少している。

○各区における外国人人口の推移（震災直後(1995年)と現在(2025年)）



出典：神戸市統計書

- ・ 1995年に比べ、全市合計で約1.5倍増加しており、東灘区(224.3%)、兵庫区(295.8%)、西区(234.5%)では約2～3倍と大幅に増加している。
- ・ 長田区(85.6%)、須磨区(70.5%)の2区のみ減少となっており、区別人口の減少している北区、垂水区でも外国人は増加している。

②阪神淡路大震災の概要



- ・発生日時 1995年1月17日 午前5時46分
- ・震源地 兵庫県淡路島
- ・地震の規模 マグニチュード7.3
- ・最大震度 7（国内観測史上初の大きさ）

➤人的被害

- ・死 者 兵庫県内 6,434人（うち神戸市内 4,571人）
- ・行方不明者 兵庫県内 3人（うち神戸市内 2人）
- ・負 傷 者 兵庫県内43,792人（うち神戸市内14,678人）

➤建物被害

- ・全壊 67,421棟、半壊 55,145棟

➤火災による建物の損傷

- ・全焼 6,965棟、半焼・部分焼など421棟
- ・火災による焼損面積 延べ819,000㎡



➤避難者数

・最大 236,899人

➤避難所数

・最大 599か所

➤応急仮設住宅

・最大建設戸数 32,346戸

（うち神戸市内 29,178戸

神戸市外 3,168戸）

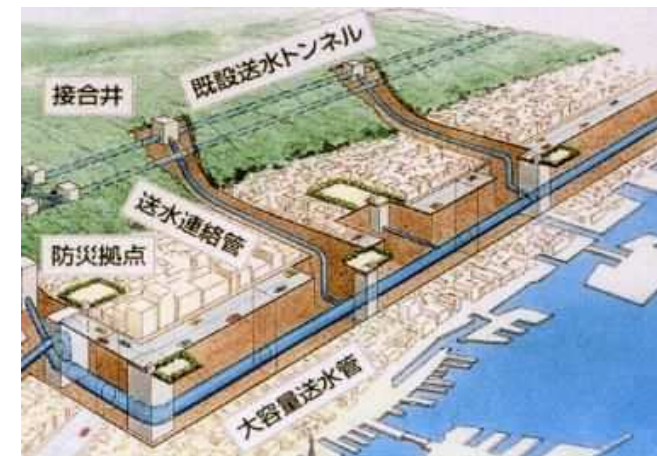


③神戸市の災害対策



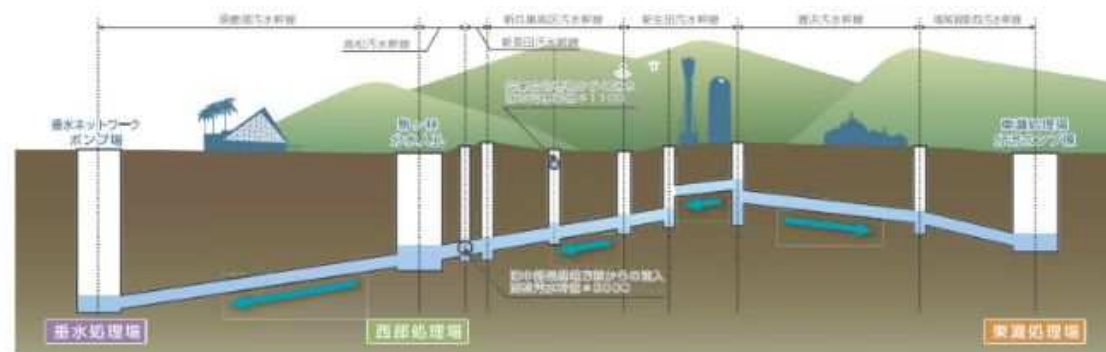
○災害時の水道の確保（大容量送水管）【2016年3月完成】

- ・上水道のバックアップ機能として、市街地の地下に新しく送水ルートを構築
 ➤貯留可能水量：59,000m³（市民12日間分の飲み水の量）
- ・上記のほか大容量貯水槽等も含めて、全市民の26日間分の飲み水を確保
 ➤1人：3リットル/日×150万人×26日間分



○下水道の確保（下水道ネットワークシステム）【2011年5月完成】

- ・下水処理場が機能停止した場合、汚水を他の処理場に送水し処理できるよう、市内4つの処理場を下水道管渠（ネットワークシステム）で接続



○防潮堤の整備（1000年に1度の津波対策）【2023年3月完成】

- ・南海トラフ巨大地震が発生した際の津波への対策として、防潮堤のかさ上げ工事や、断面補強等、防潮堤を整備・強化
- ・津波による被害を大幅に軽減し、居住地には浸水しない想定



○避難所

- ・ 緊急避難場所 335ヶ所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所で、市立小・中学校を中心に指定

- ・ 避難所 322ヶ所

避難した被災者等が一定期間滞在するための施設



○避難所の環境整備

- ・ 避難者のプライバシーの確保と健康を守るために、間仕切りテントや簡易ベッドを配備【2026年3月に整備完了予定】
（南海トラフ地震発災1週間後の最大想定避難者数15,000人を目標）
- ・ 避難所として使用される市立小・中学校の体育館や特別教室に空調を設置【2024年3月に整備完了】

○外部給電・神戸モデル【2024年3月完了】

- ・ 電気自動車等から避難所に電気を供給し、照明の一部を点灯させる取組み
- 避難所となる体育館や多目的室、職員室などに設置



④防災福祉コミュニティ

(神戸市における自主防災組織)



○経緯

- 1985年 自主防災推進協議会（166地区）
- 1995年 阪神・淡路大震災の経験と教訓をもとに、「防災福祉コミュニティ・モデル事業」を開始
- 1997年 自主防災推進協議会及び防災福祉コミュニティ・モデル地区をすべて移行し、防災福祉コミュニティを本格実施

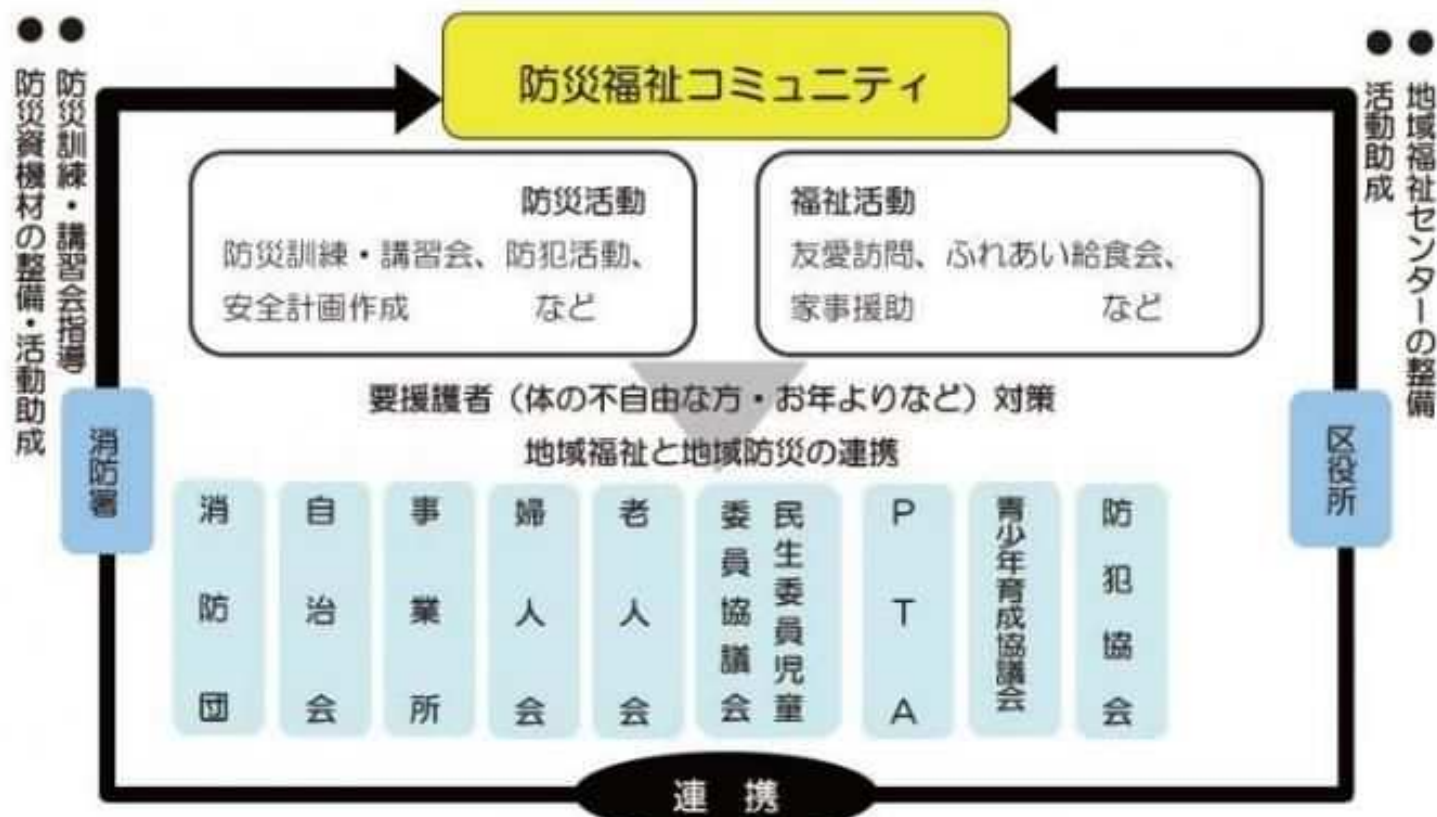
○定義

災害発生時においても地域の強い連帯感のもとに、市民が主体となり適切な防災活動及び福祉活動を展開できるよう、平常時から防災活動や福祉活動など地域活動に積極的に取り組むコミュニティ

○地域

192地区（概ね小学校区単位に設置し、全市域をカバー）





防災福祉コミュニティの概略図

○防災福祉コミュニティに対する補助制度について

● 運営活動費

概要 防災福祉コミュニティの組織の運営や防災活動の実施に必要な経費を助成

※1団体 上限 140,000円× 192 団体=26,880,000円（令和7年度）

経過 1団体への助成額は、平成9年度から100,000円、平成17年度から140,000円としている。

実績 令和6年度は187団体/192団体が使用

※5団体は他の補助金等を使用

● 提案型活動費

概要 防災福祉コミュニティの地域特性を持った活動や先駆的な活動（地区防災計画に基づく訓練や防災ジュニアチームの育成など）に対する助成

※1団体 上限 200,000円、令和7年度予算 3,840,000円。

経過 1団体への助成額(上限)は、平成15年度から100,000円、平成20年度から200,000円としている。

実績 令和6年度は審査の結果、33件に助成した。



● 防災資機材助成

概要 防災福祉コミュニティの活動に必要な資機材の更新等を行うための助成

※消火用、救助用、本部用資機材など

経過 平成16年度から、防災福祉コミュニティ全体で5,000,000円を助成している。

令和6年度は緊急防災・減災事業債（6,000,000円）も活用し、消防費3,500,000円を助成。

実績 令和6年度は審査の結果、42件に助成した。

（資機材（例））



担架、ハンマー、鋸、水バケツ



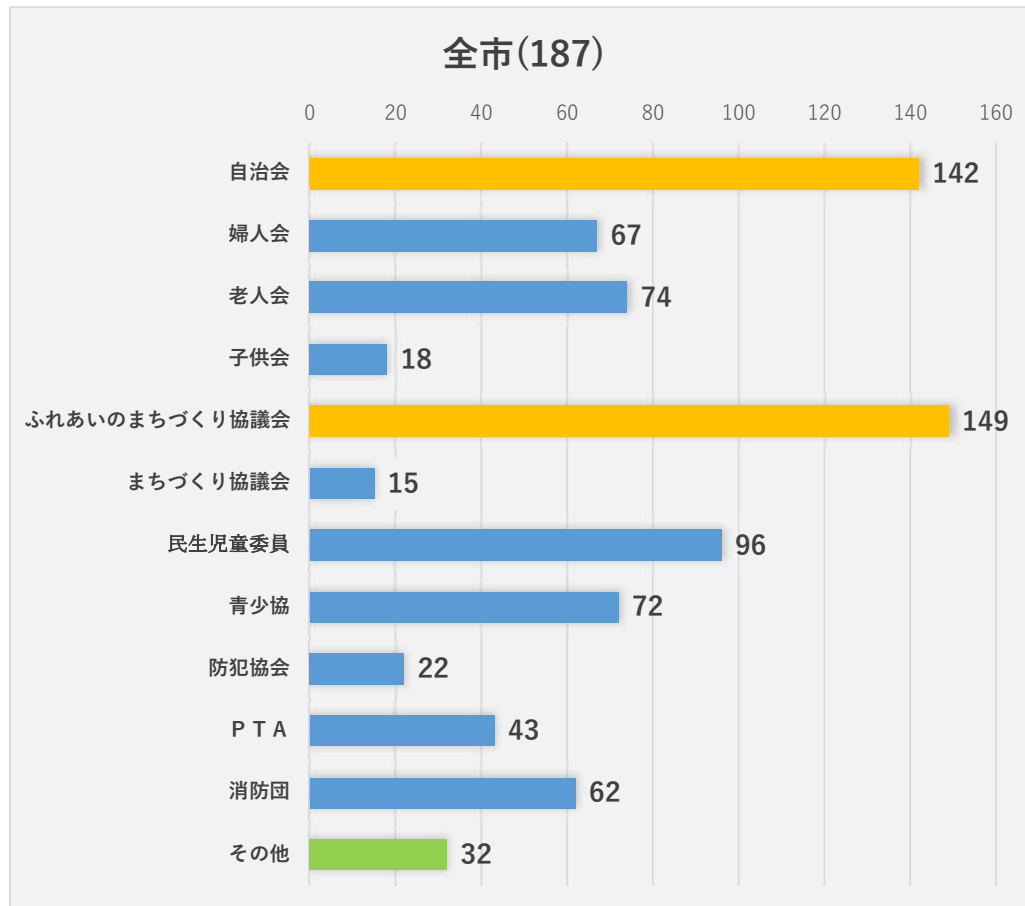
活動状況

防災福祉コミュニティに対するアンケート結果

- ・ 実施期間：2025年3月21日～4月11日
- ・ 回 答 率：[96.9%](#)（186／192地区）

危機管理局・消防局

問1：あなたの防災福祉コミュニティは、どのような団体に構成されていますか。 【複数回答】

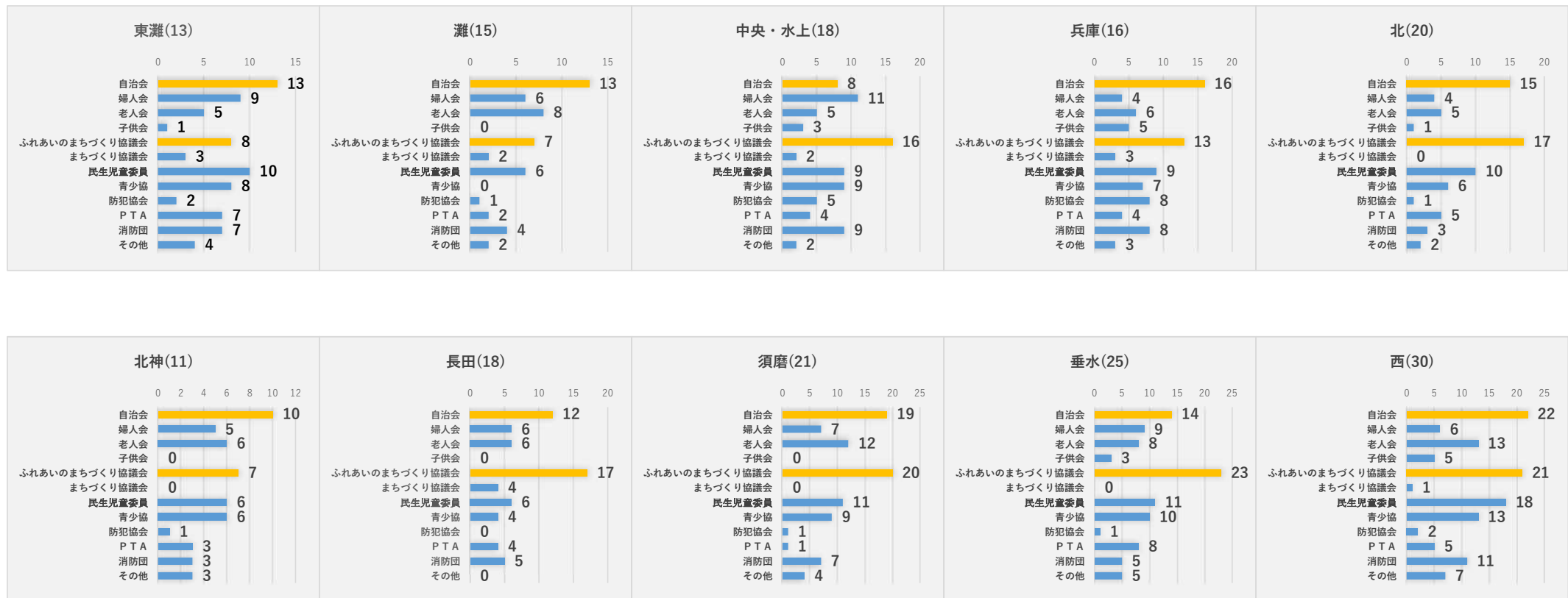


○ほとんどの防コミで、自治会(142地区・76%)、ふれあいのまちづくり協議会(149地区・80%)のいずれか又は両方が構成員となっている。

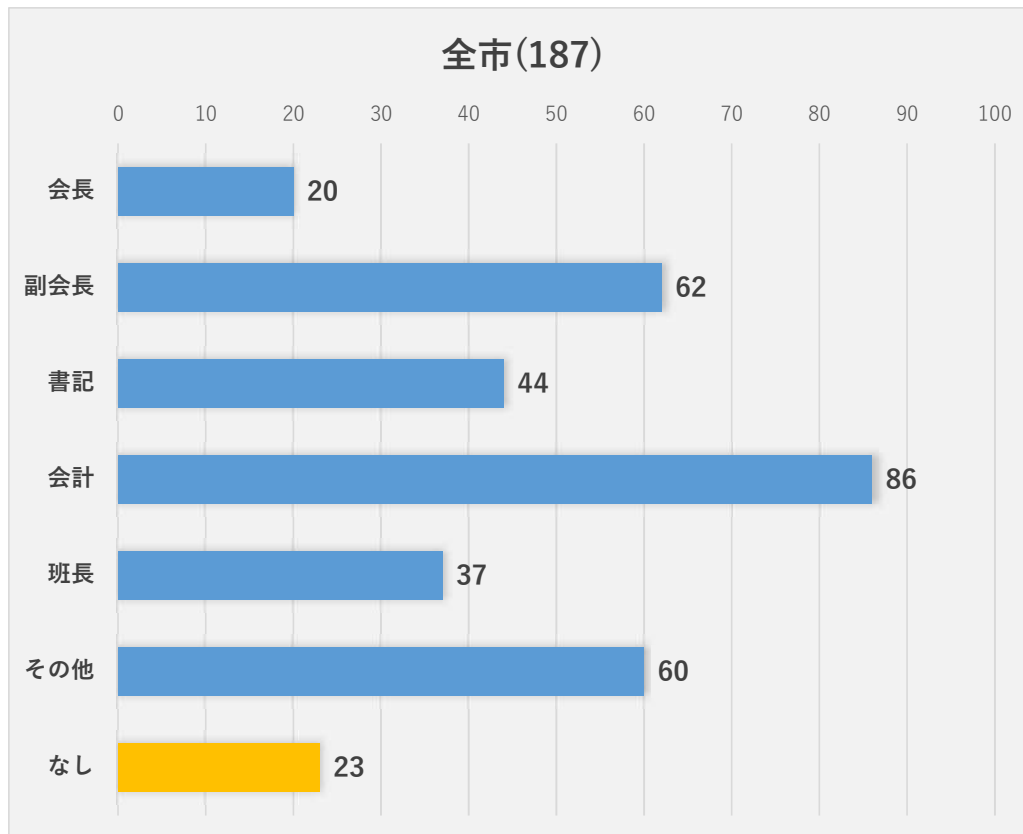
<その他の回答(主なもの)>

幼稚園、保育園、地域老人福祉施設、介護施設、あんしんすこやかセンター、ボーイスカウト、児童館、警察、財産区管理会、病院、商店街、マンション管理組合、スーパー、薬剤店、コンビニ、商店街振興組合、市場、保護司会、学校施設開放運営委員会、社会福祉協議会

問1：あなたの防災福祉コミュニティは、どのような団体に構成されていますか。 【複数回答】



問4：あなたの防災福祉コミュニティにおいて、女性が役員に就任している状況について教えてください。【複数回答】

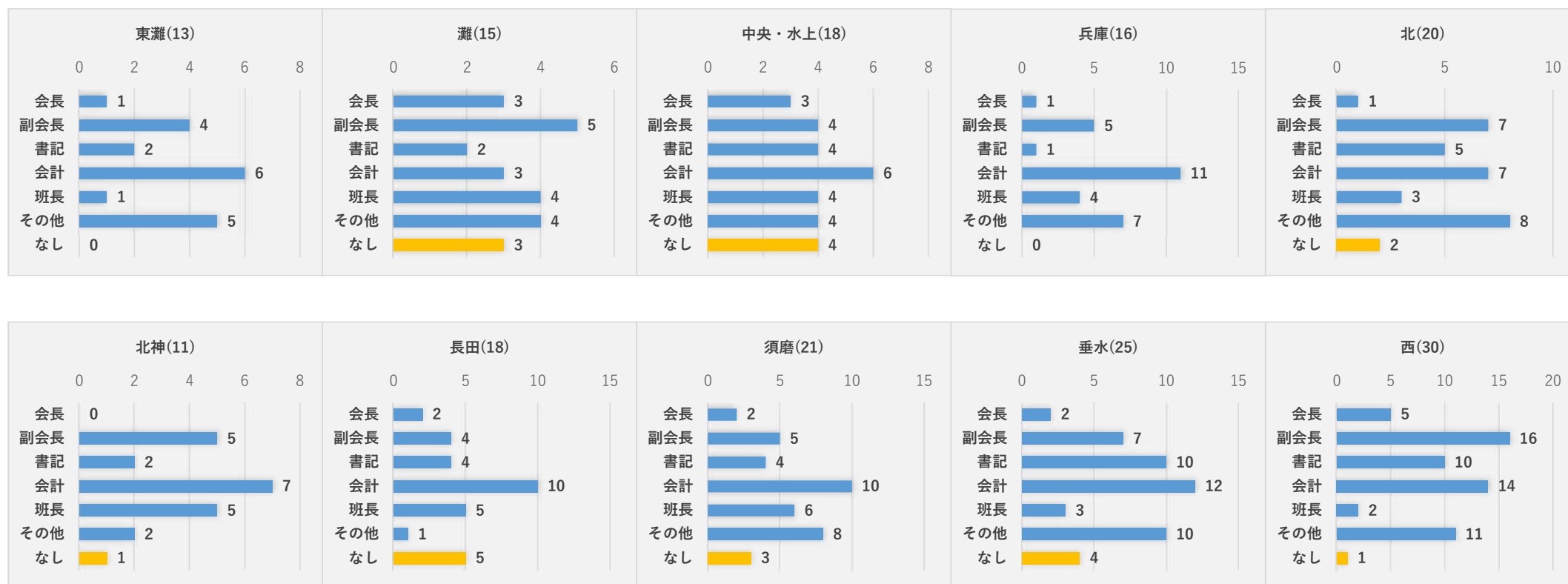


○女性の役員がいないと回答した地区は全市で23地区（12%）のみで、ほとんどの地区では何らかの形で女性が役員に就任している。

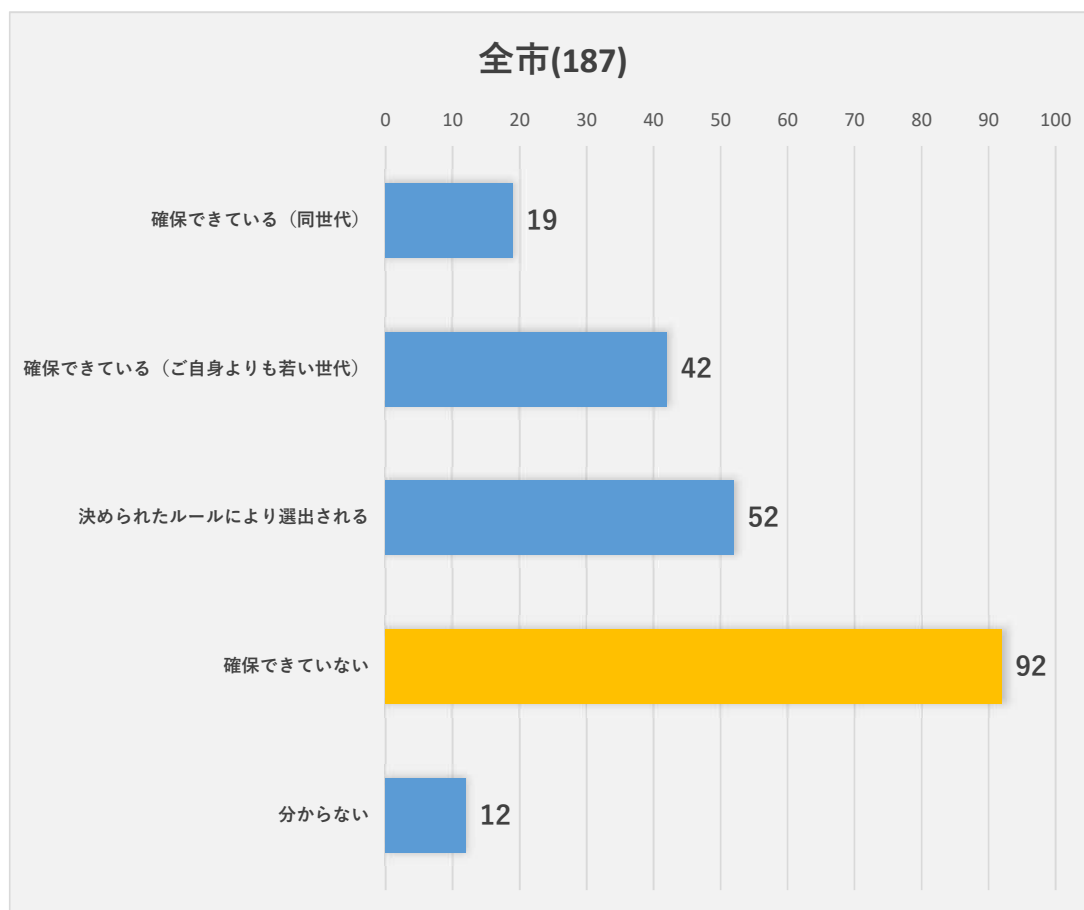
<その他の回答（主なもの）>

幹事、役員、婦人会長、事務局次長、民児協ブロック長、炊出（給食）担当、福祉部会長、生活班長、副防災部長、防犯・防災担当、救護係、避難所運営担当、広報部会長
ふれあいのまちづくり協議会役員

問4:あなたの防災福祉コミュニティにおいて、女性が役員に就任している状況について教えてください。 【複数回答】

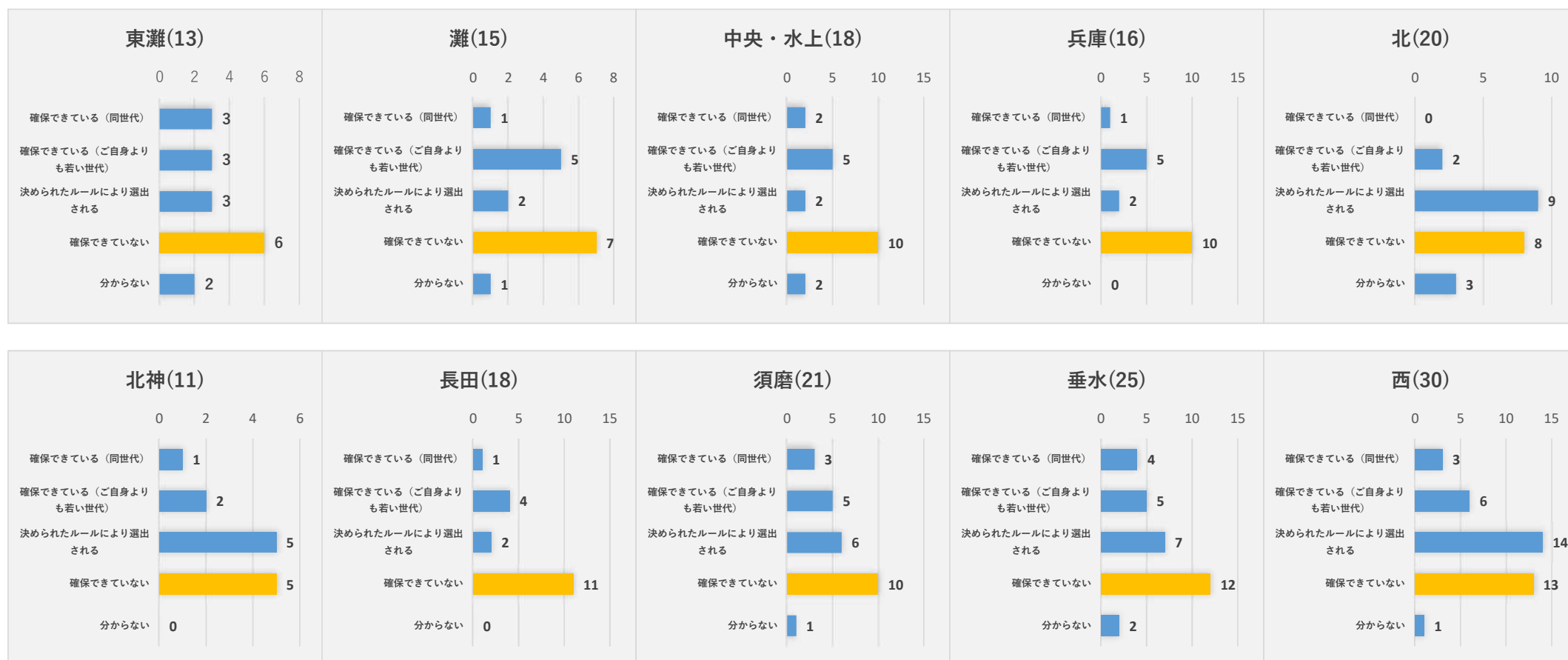


問5:あなたの防災福祉コミュニティにおいて、代表者を含めた役員について、現在組織を運営しているメンバーが引退した後の人材の確保はできていますか。
【複数回答】

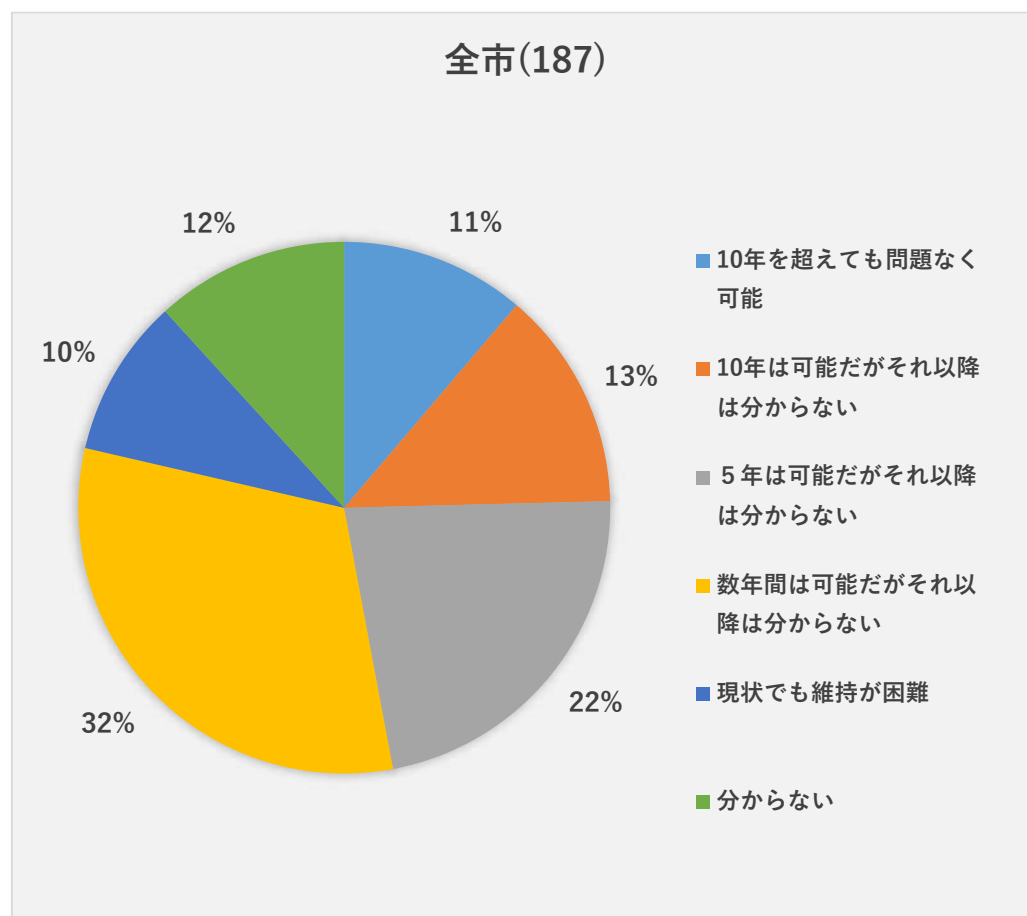


- 「確保できていない」と回答した地区は全市で92地区(49%)であった。
- 「確保できている」と回答された地区中、「ご自身より若い世代で確保できている」地区の方が、「同世代」と回答した地区よりも多かった。区別では、東灘区を除くすべての区で同様の結果であった。
- 中央(10地区・55%)、兵庫(10地区・62%)、長田(11地区・61%)の3区では過半数以上の地区から「確保できていない」との回答があった。

問5:あなたの防災福祉コミュニティにおいて、代表者を含めた役員について、現在組織を運営しているメンバーが引退した後の人材の確保はできていますか。【複数回答】



問33:あなたの防災福祉コミュニティの活動について、今後どのくらいの期間に渡って、現在と同様の活動を継続できるとお考えでしょうか。



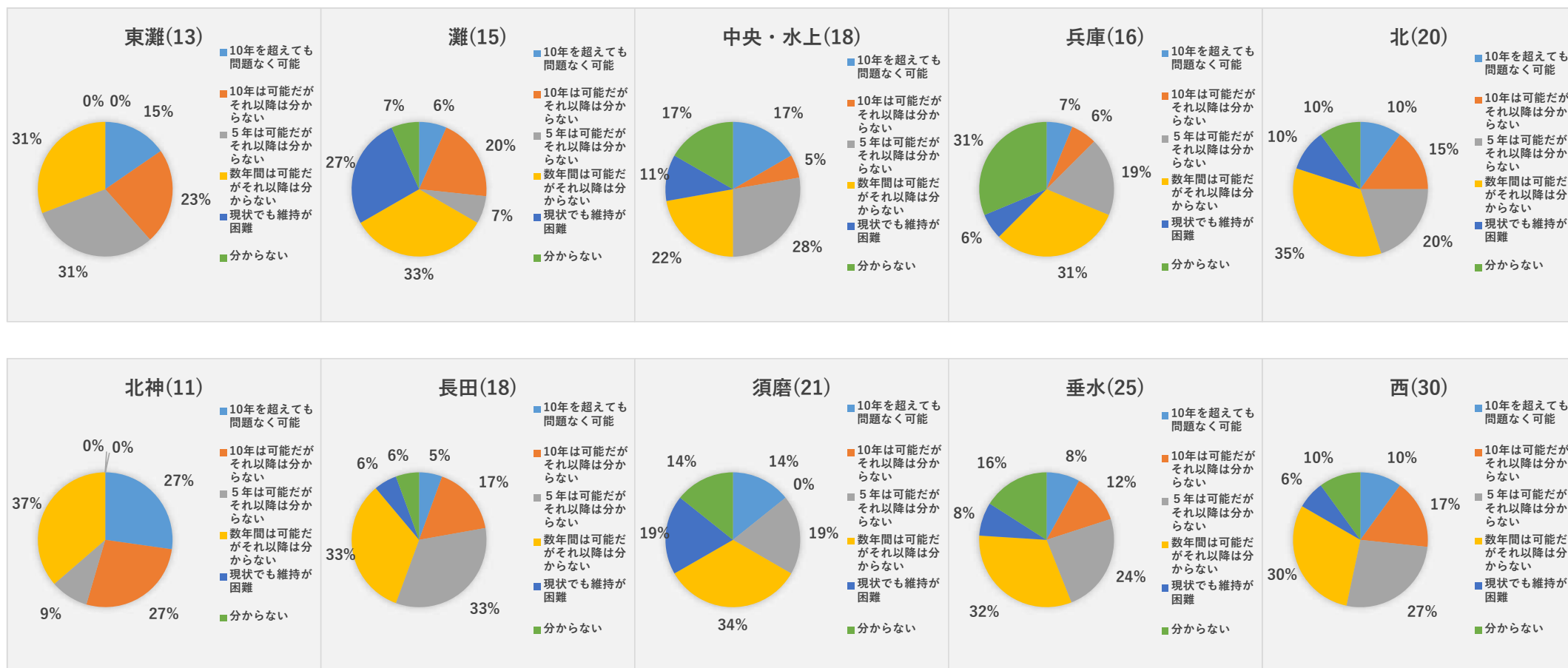
○「現状でも維持が困難」と回答した地区は全市で18地区(10%)であった。

○「数年間（１～４年）は可能だがそれ以降は分からない」（59地区・32%）を含めると、全市で77地区（41%）が数年以内に活動継続が困難となると感じている。

○区別では、「10年を超えても～」「10年～」の回答を合わせると北神(54%)、東灘(38%)、西(27%)の順に高く、東灘、北神では「現状でも維持が困難」との回答がなかった。

○全市平均より少なかった区は、兵庫(13%)、長田(22%)、須磨(14%)、垂水(20%)

問33:あなたの防災福祉コミュニティの活動について、今後どのくらいの期間に渡って、現在と同様の活動を継続できるとお考えでしょうか。



問33:あなたの防災福祉コミュニティの活動について、今後どのくらいの期間に渡って、現在と同様の活動を継続できるとお考えでしょうか。

■理由（自由記載回答）⇒「10年を超えても問題なく可能」

- ・40～50代の役員が活動されている。
- ・過去5年間いろいろなパターンで開催してきた経験則で、年間予定として継続できる自信がついたことと、周りの方々の理解がある程度確認できたから。
- ・会員企業への理解が得られれば継続は可能
- ・組織改革と次世代リーダー発掘中の真っ只中で、5年後に結果が出て来ると思う。
- ・自治会・ふれあいのまちづくり協議会がある限り可能
- ・現在の活動が充分だとは思わないが、今後の情勢変化に対応しながらも、維持していくことは可能だと思う。
- ・今後若年層の住民が増えることに期待しての希望的観測
- ・何年も続けて町民に浸透している。
- ・会長が次の方へとスムーズに交代出来ると活動は続くと思う。
- ・人を育てる、研修するを繰り返す。

■理由（自由記載回答）⇒「10年（5年、数年間）は可能だがそれ以降は分からない」

- ・防コミの主力である自治会役員の高齢化。動ける間は可能だが、数年で後期高齢者となる。
- ・次世代へのバトンタッチが迫っているが、その次の世代となると予測がつかない。
- ・主に自治会の役員で活動を行っているのでその体制が変わらない限り活動は可能だと思う。
- ・現在活動の中枢を担っている人たちがあと10年は活動出来ると思う。若い世代も現在の活動に参加してくれているので何とかなるとは思うが、確信は持てない。
- ・地域の自治体より防災委員を選出いただいており、活動の継続は可能と考える。ただし防災リーダー（防コミメンバー）の育成及び後継者となる新規メンバーの参画を促していく必要がある。
- ・協力してくれる自治会が少なく単独での活動が難しい。隣接する防コミと共同して防災訓練を行っている。共同で行うことが大切と考えている。

問33:あなたの防災福祉コミュニティの活動について、今後どのくらいの期間に渡って、現在と同様の活動を継続できるとお考えでしょうか。

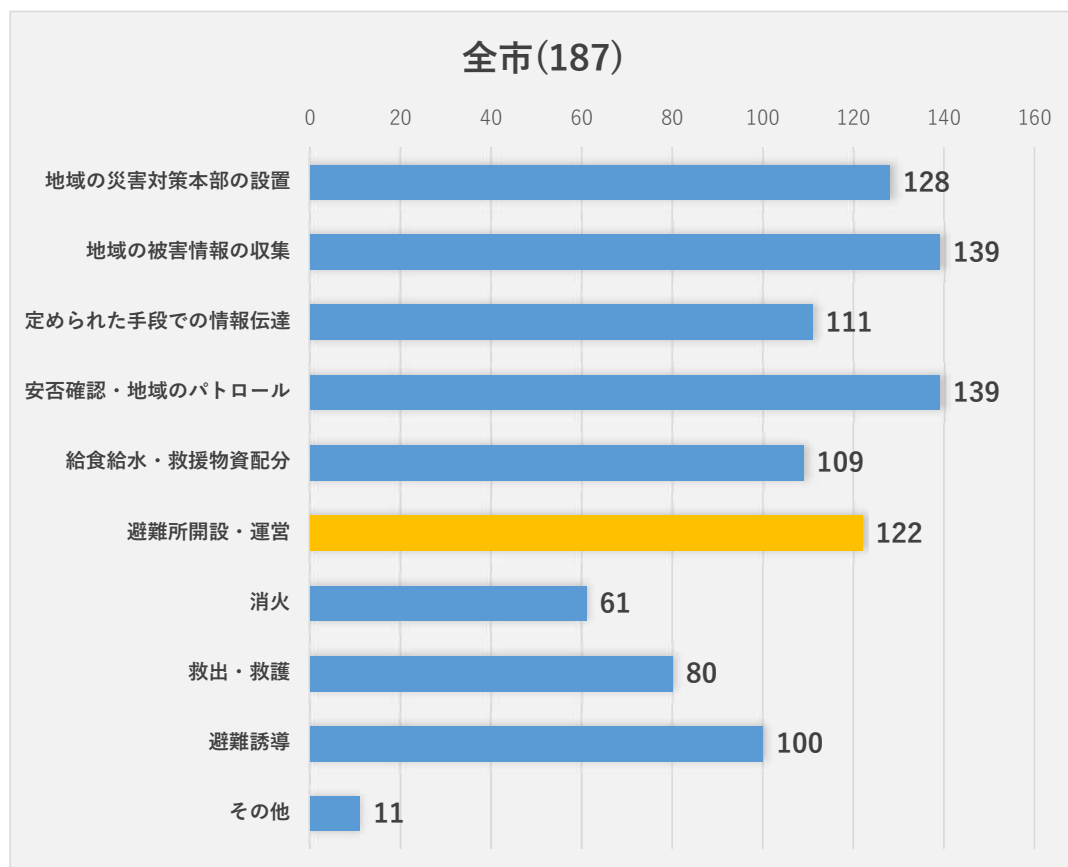
■理由（自由記載回答）⇒「10年（5年、数年間）は可能だがそれ以降は分からない」

- ・定年65歳⇒70歳まで延長の社会現象の中、地域で組織に参加してもらえる人がなかなか見つからないのが現状。
- ・ボランティア活動なのでタイパを考えると集まらない。最低賃金の活動として、支給等考える必要がある。
- ・防コミ活動の効率化に向けた見直しや、他地区の防コミとの連携が不可欠。地域おたすけガイドや避難所開設・運営マニュアル等の簡便化を図り、今後参加が望まれる女性にも親しみやすく活用できる工夫が必要。
- ・定年退職を機に今の場所から移る可能性があるため。
- ・在宅避難者の物資について、管理組合が安否確認できた人数分を避難所に取りに行くこととしていたが、住民が管理組合を頼らずそれぞれで取りにいけるなら、マニュアルの改正をする必要がある。時代によって避難の仕方も変わっていく。これまでのように、管理組合が共助の屋台骨になることがなくなるかもしれない。

■理由（自由記載回答）⇒「現状でも維持が困難」

- ・参加人数の減少→活動に変化を持たせる工夫をしたい。人材、人数、住民の意識が十分でなく組織として再検討する必要がある。
- ・防コミ役員の人数も少なく、高齢化が進んでいるため。
- ・役員のなり手が少ない。若い人は参加するが、リーダーや役員としては拒否される事が多く、残念
- ・会社勤務の方の定年も伸びていることもあり、人材不足となっている。
- ・ふれあいまちづくり協議会が、役員の高齢化や地域福祉センターの運営要件を満たせなくなり活動拠点がなくなるなど継続が困難となったため、2025年度で解散する。
- ・複数の自治会が集まって、防コミ活動を継続するのは難しい。地域が広すぎる、各自治会の考えが異なる、避難所の場所が異なる等の理由で、防災活動は自治会単位で行う事が望ましい。

問8:大規模な地震が発生した場合には、防災福祉コミュニティとして、どのような活動をすべきだ、と考えられますか。【複数回答】



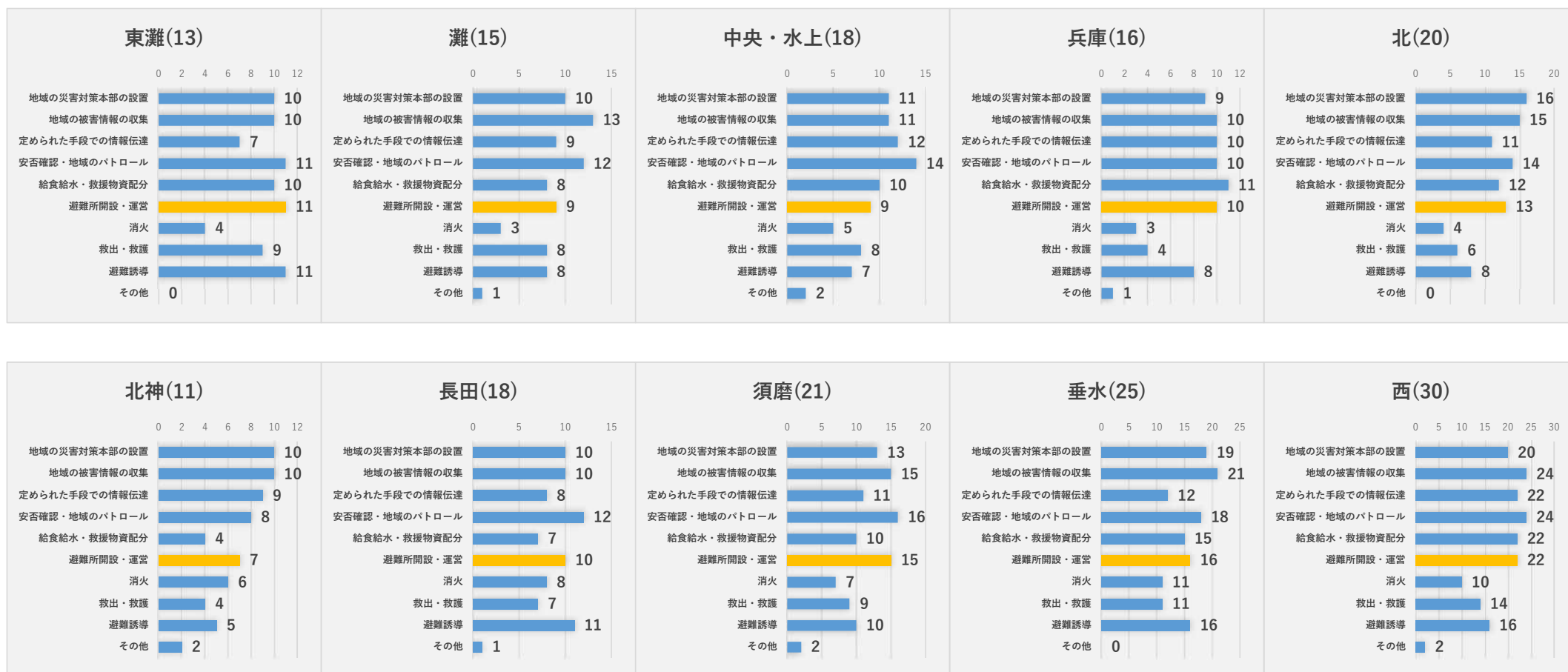
○大規模地震の際に防災福祉コミュニティとして「避難所開設・運営」を行うべきとの回答が122地区(約65%)あった。

○区別では、全市平均以上は東灘(85%)のみで、他の区は全市平均より少なかったが、最も割合が低い中央でも回答の半数にあたる9地区で「避難所開設・運営」が選択されていた。

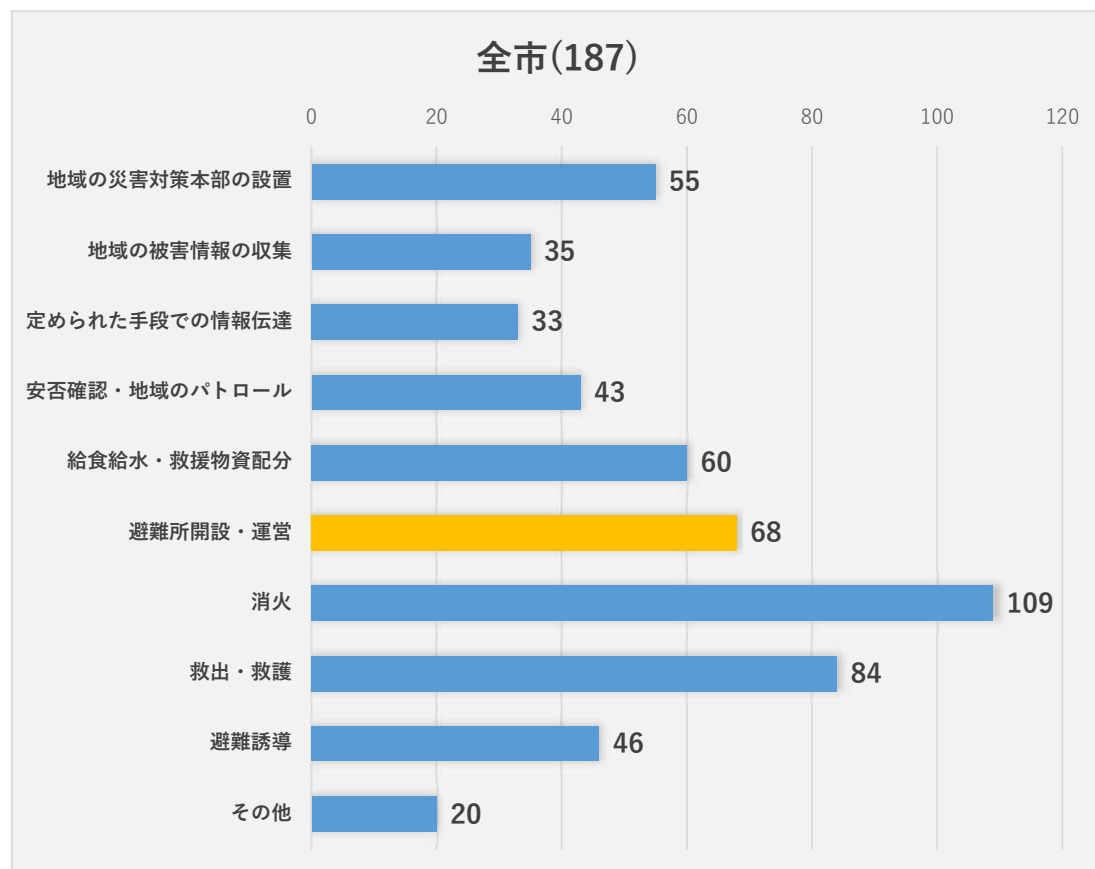
<その他の回答(主なもの)>

要援護者の誘導、ふっQすいせんの運用、在宅避難者の把握及び情報、老老介状況、ペットの避難、平素から隣近所の人たちとのコミュニケーションが必要

問8：大規模な地震が発生した場合には、防災福祉コミュニティとして、どのような活動をすべきだ、と考えられますか。【複数回答】



問9：大規模な地震が発生した場合には、これまでの活動状況をふまえると、実施が困難だと認識されている活動はありますか。【複数回答】



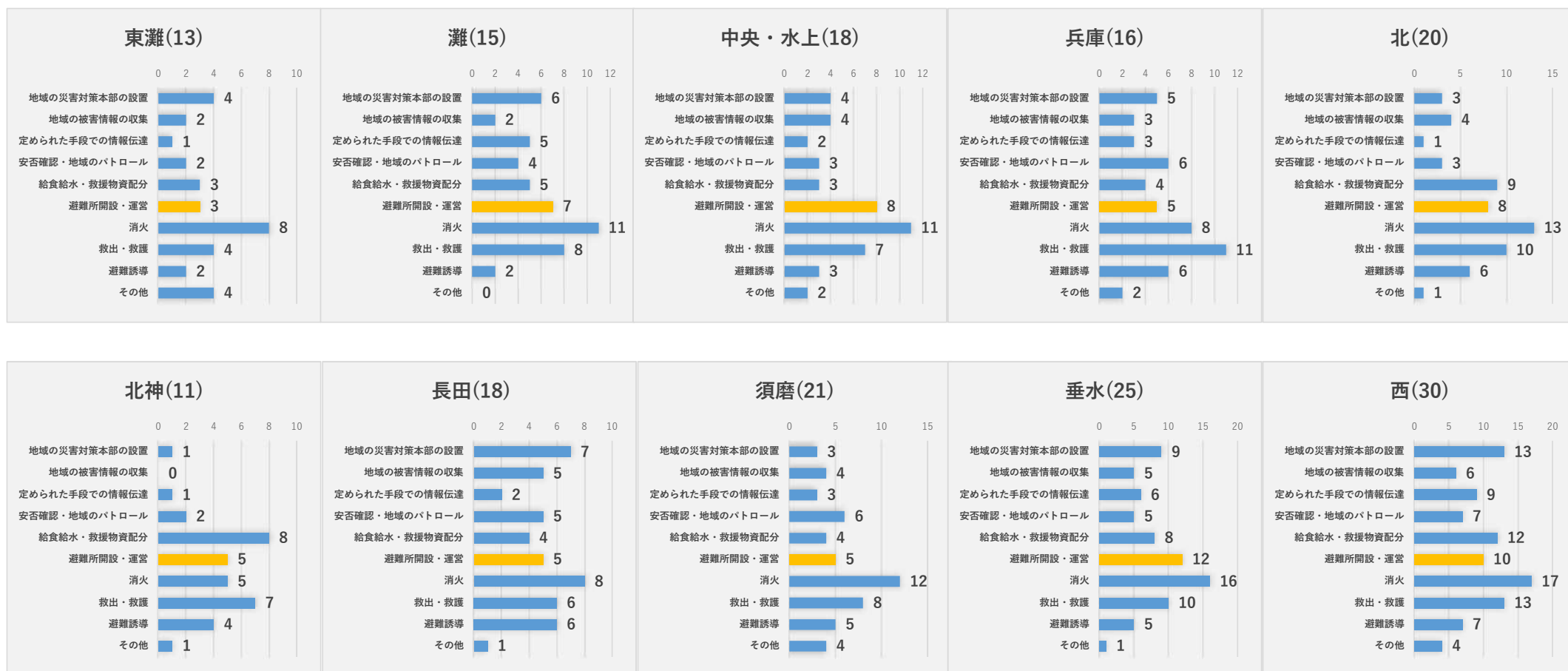
○大規模地震の際に「避難所開設・運営」が実施困難と考える地区が約36%あり、消火(58%)、救出・救護(45%)に次いで3番目に多かった。

○区別では、東灘(23%)、兵庫(31%)、長田(28%)、須磨(24%)、西(33%)の5区で実施困難と考える割合が全市平均よりも少なく、灘(47%)、中央(44%)、北(40%)、北神(45%)、垂水(48%)では全市平均よりも多かった。

＜その他の回答（主なもの）＞

どの程度手が回るかわからない、全て必要だが人的資源なし、負傷者の病院搬送、地域が広く津波・土砂災害の可能性があり実施困難、在宅避難者の把握

問9：大規模な地震が発生した場合には、これまでの活動状況をふまえると、実施が困難だと認識されている活動はありますか。【複数回答】

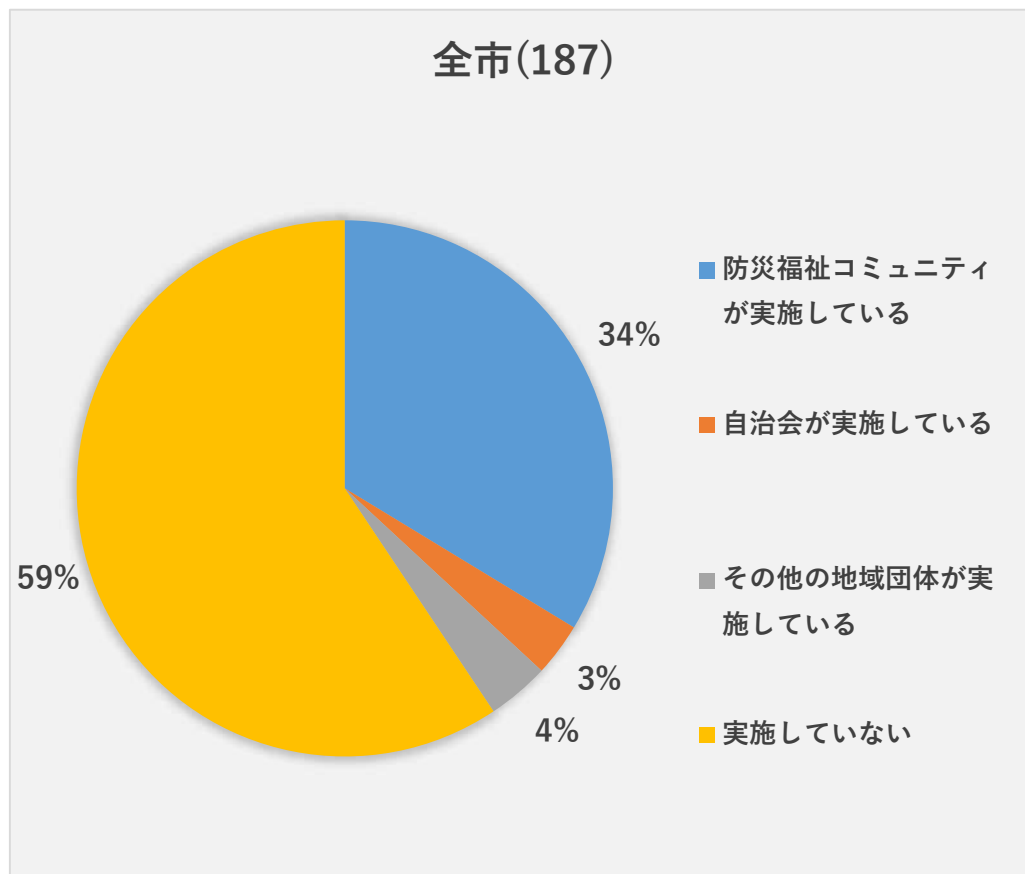


問9:大規模な地震が発生した場合には、これまでの活動状況をふまえると、実施が困難だと認識されている活動はありますか。【複数回答】

■実施困難とした理由（自由記載回答）

- ・防コミ委員の高齢化、人員不足
- ・所属団体での活動との重複
- ・給食・救援物資把握不足、物資の公平な配分が難しい。
- ・避難所が複数箇所あり、誰が鍵を開けるか、避難者をどのように区分けするかなど、具体的な行動が（意識が）共有されていない。
- ・高齢者の避難誘導は歩行困難な人もあり、人員搬送車が必要。補助的な活動に限定される。
- ・消火活動は年齢が高すぎて危険で足手まといになる。
- ・避難所開設・運営について必要な人員が揃わず、実践的な訓練もできていない。
- ・活動地域が広く、安否確認、救出、救護、消火などの作業は、自治会、民生委員にたよらざるを得ない。
- ・今の時代に即したマニュアルが必要
- ・高齢化が進んでおり、昼間は子供と老人が大多数で、自分の安全確保で精一杯で他人の人々の救助までは無理。
- ・初動対応が可能なだけの人数確保が難しく、初動訓練などのノウハウも不足。
- ・在宅避難を基本として、極力避難所への避難者数を抑制しようとしているが、高齢者が寂しさと不安から、被災状況の有無にかかわらず避難所へ避難しがちであり、日常の隣近所のつながりも課題。
- ・「おたすけガイド」があることを知らず、災害発生時には、「おたすけガイド」に基づき、防コミ運営本部を設置し、諸々の活動方針をつくり実施していくことなど考えたことがなかった。

問13:避難所等の開設・運営に係る訓練を実施されていますか。

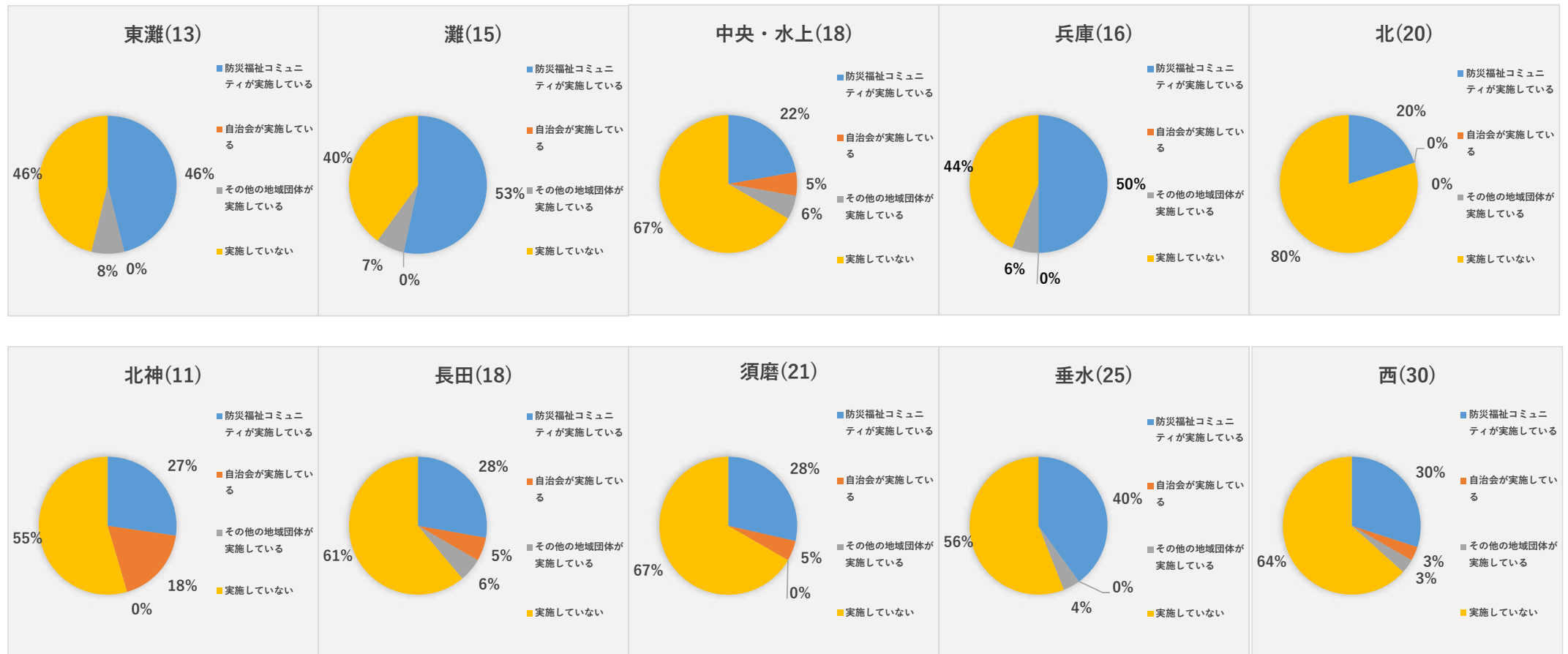


○「実施していない」との回答が59%と最多

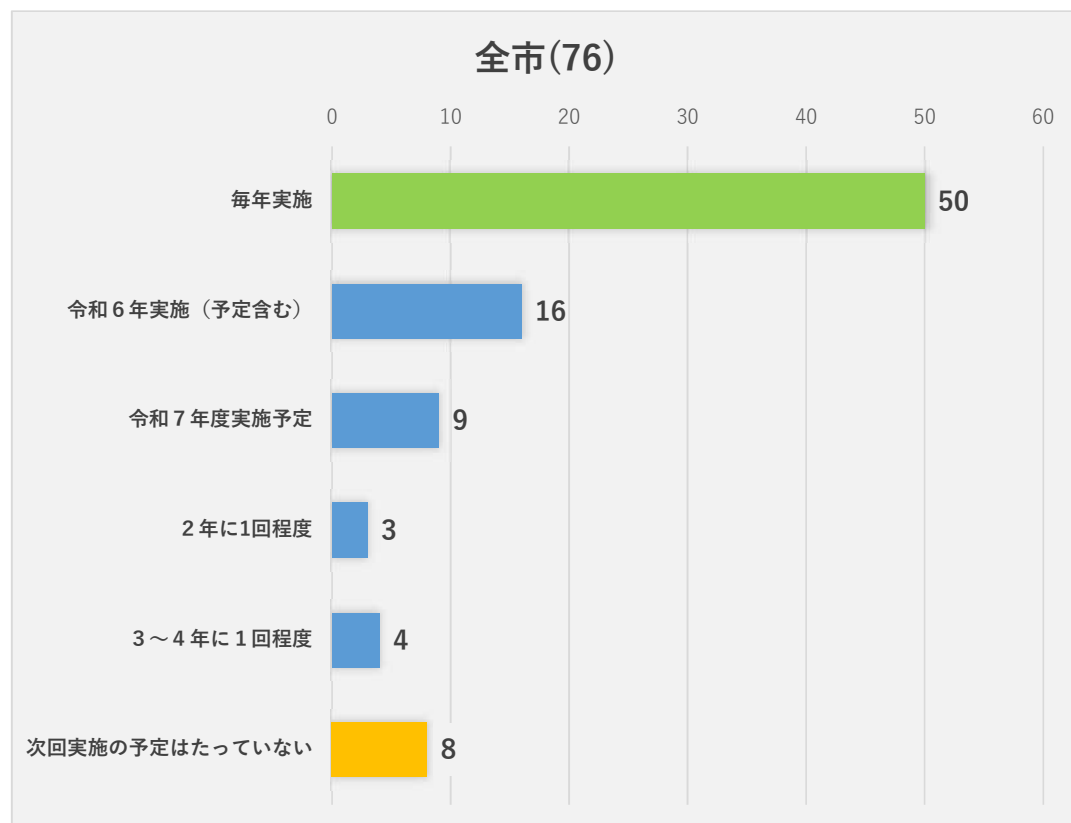
○区別では、何らかの形で実施している割合の方が実施していない割合より多い区は、東灘(54%)、灘(60%)、兵庫(56%)の3区であった。

○上記3区以外では、50%以上が「実施していない」と回答しており、特に北区では80%が実施していない。

問13:避難所等の開設・運営に係る訓練を実施されていますか。



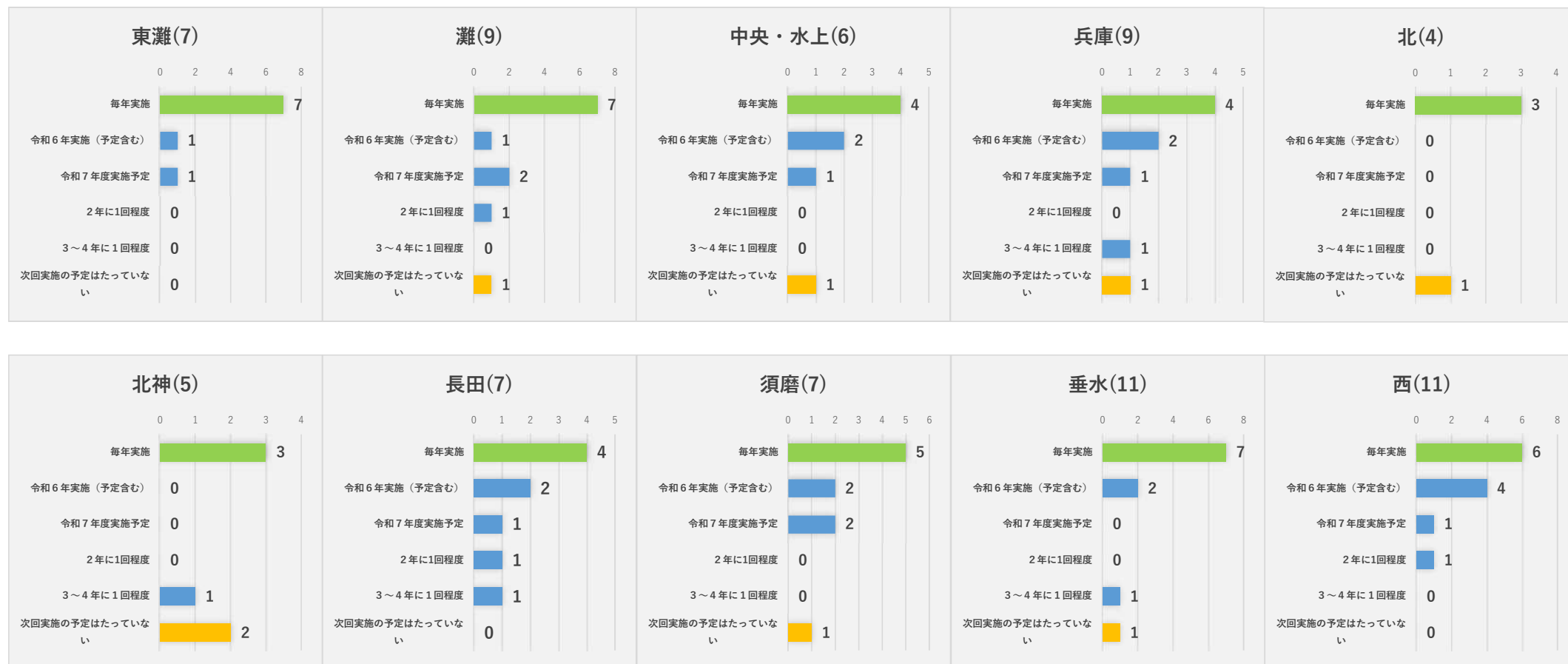
問14:問13で「1、2、3（実施している）」と回答された方にお聞きします。訓練はどれくらいの頻度で実施されていますか。【複数回答】



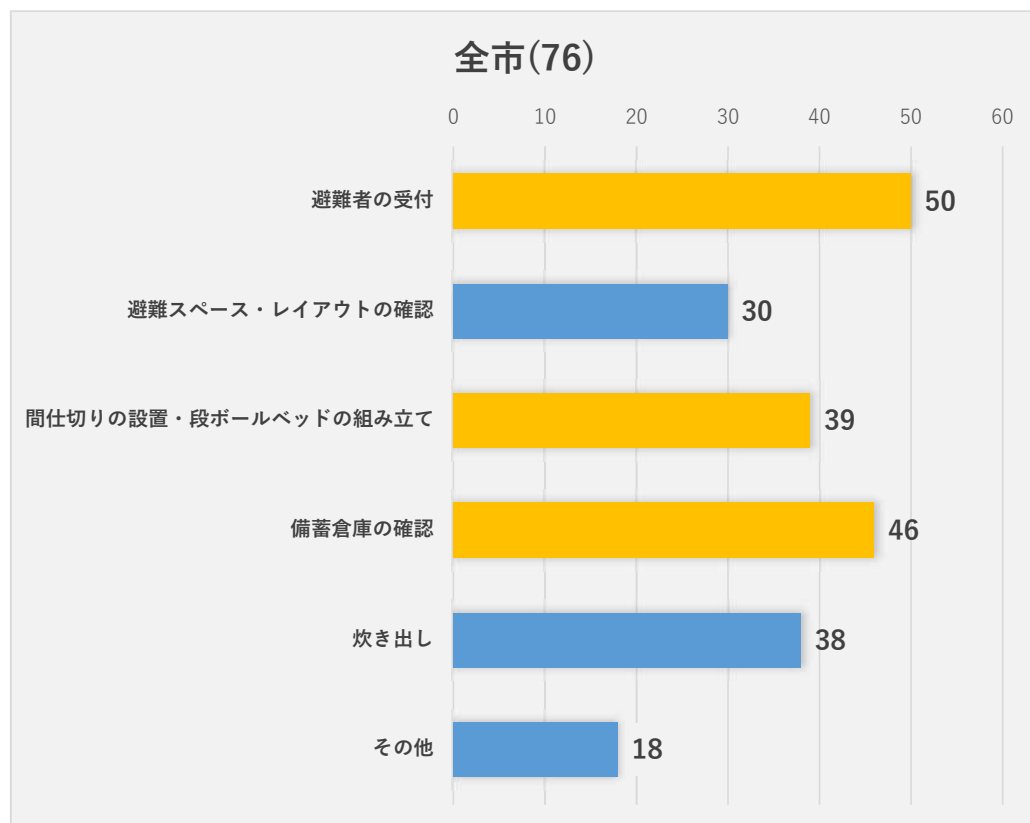
○「毎年実施」が50地区（66%）と最多

○次回実施予定が決まっていないとの回答が8地区（1%）あった。

問14:問13で「1、2、3（実施している）」と回答された方にお聞きします。訓練はどれくらいの頻度で実施されていますか。【複数回答】



問15:問13で「1、2、3（実施している）」と回答された方にお聞きします。実施された避難所等の開設・運営訓練の内容についてお答えください。【複数回答】

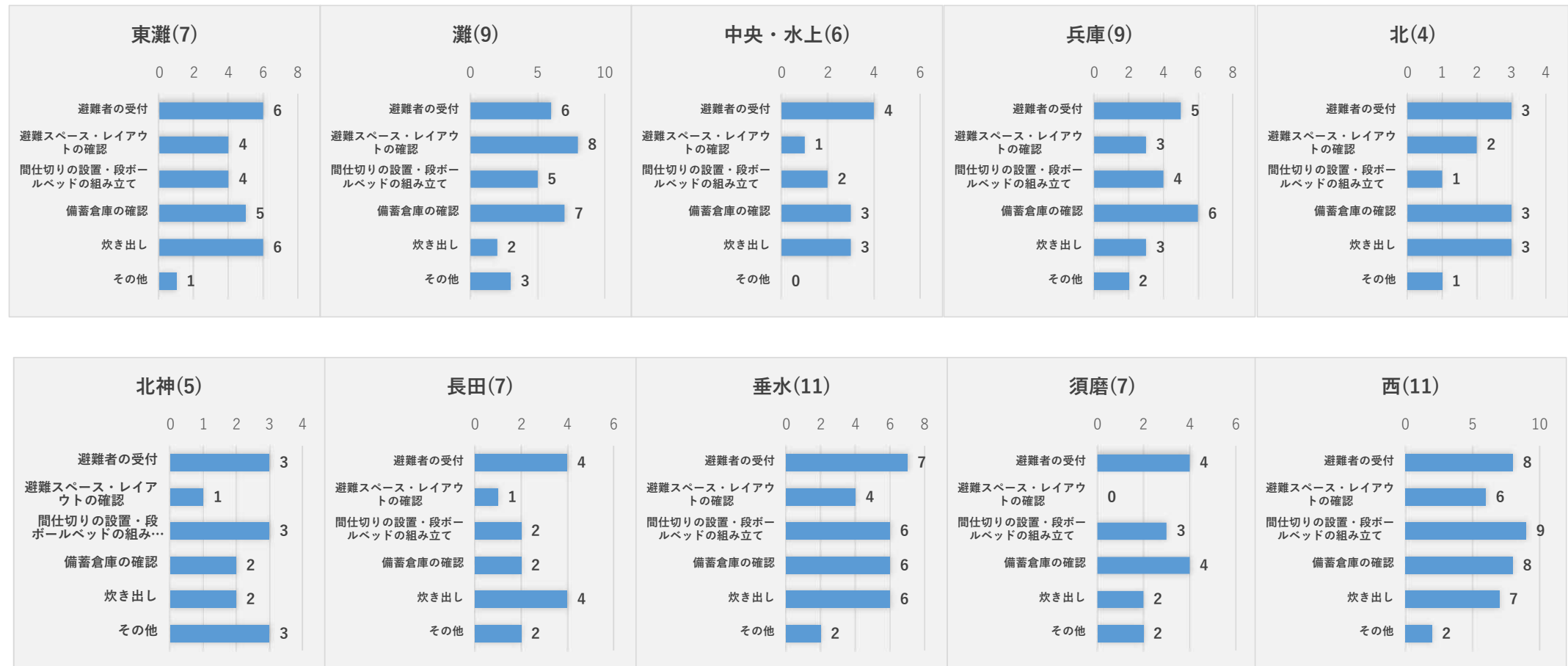


○避難所の受付(50地区、66%)、備蓄倉庫の確認(46地区、61%)、間仕切りの設置・段ボールベッドの組立(39地区、51%)の順に多く実施されていた。

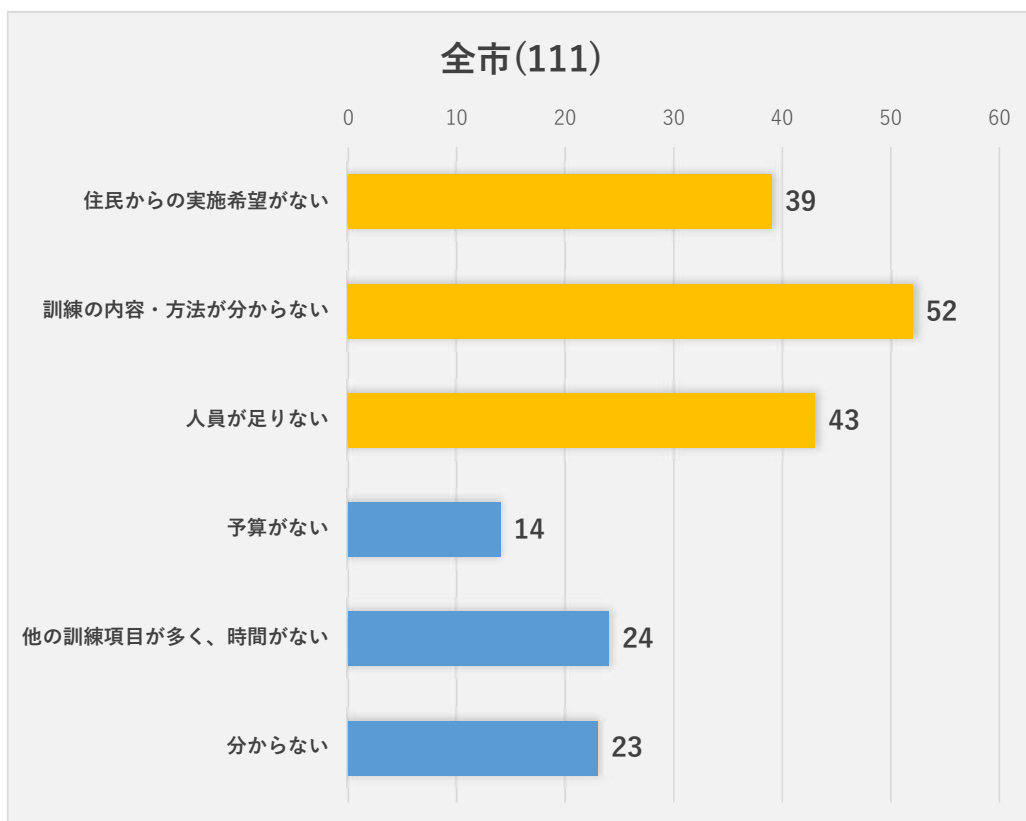
<その他の回答(主なもの)>

簡易トイレの使用法・仮設トイレの組立、要援護者の搬送、停電時の対応、水消火器使用訓練、放水訓練、行政情報の広報伝達、地域での見回り、車椅子操作・搬送訓練、煙体験、消火器取扱訓練、安否確認

問15:問13で「1、2、3（実施している）」と回答された方にお聞きします。実施された避難所等の開設・運営訓練の内容についてお答えください。【複数回答】



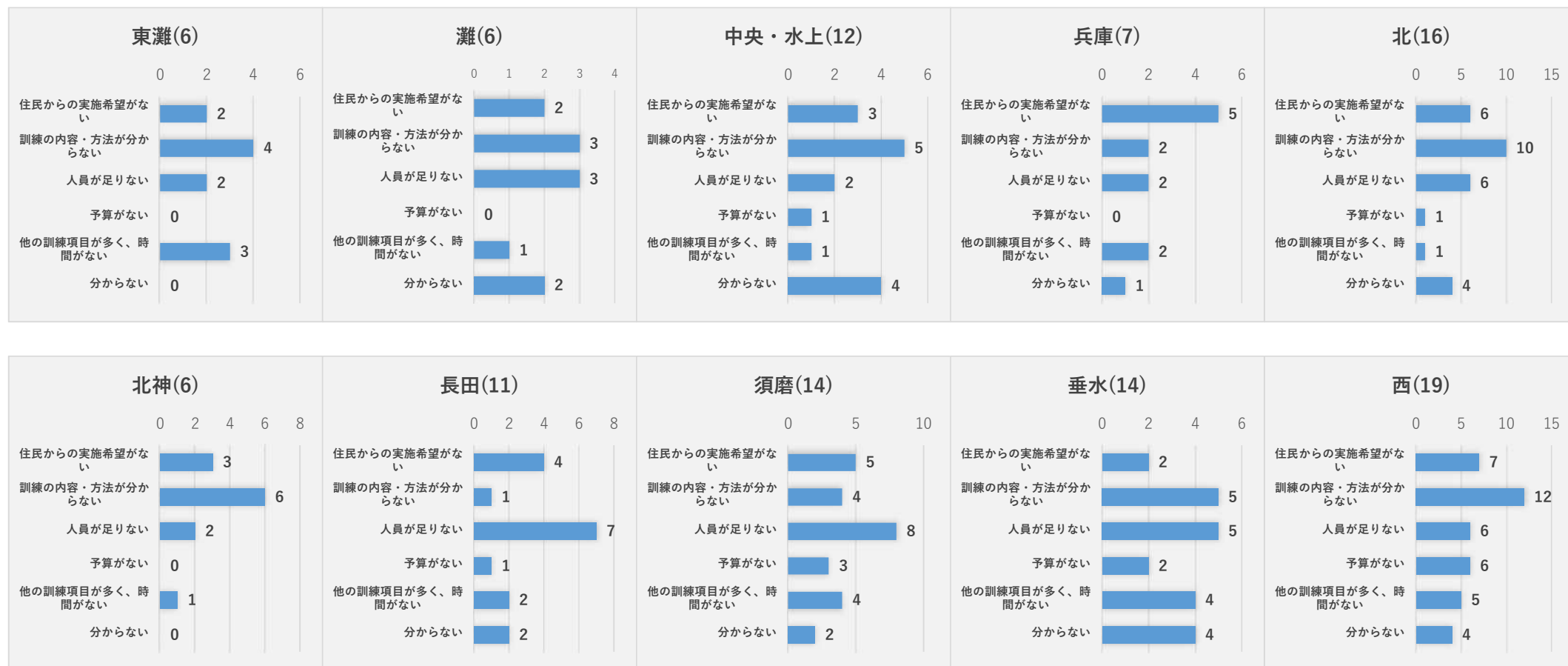
問16:問13で「4 実施していない」と回答された方にお聞きします。避難所等の開設・運営訓練を実施されない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。
【複数回答】



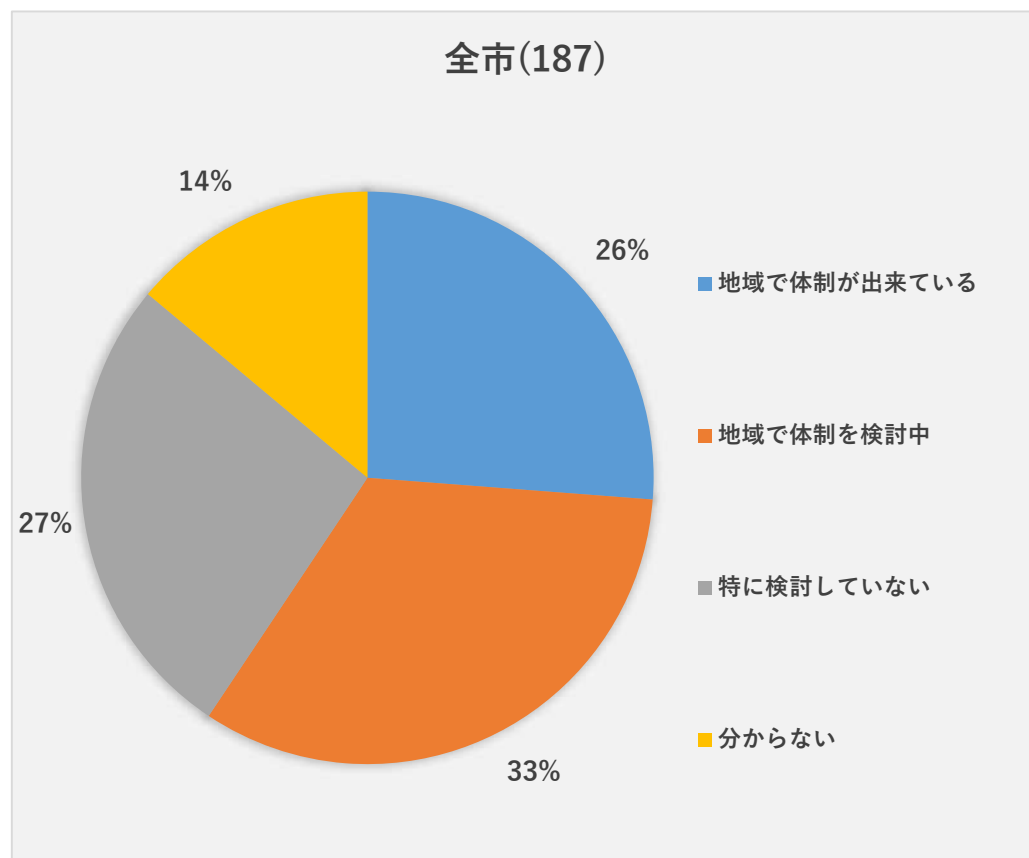
○実施されない理由としては、①「訓練の内容・方法が分からない」(52地区・47%)、②「人員が足りない」(43地区・39%)、③「実施希望がない」(39地区・35%)の順であった。

○各区でも概ね同様だが、長田、須磨では「人員が足りない」が最も多い

問16:問13で「4 実施していない」と回答された方にお聞きします。避難所等の開設・運営訓練を実施されない理由について、あてはまるものすべてに○をつけてください。【複数回答】



問17:地域の方々による避難所の開設や初期の運営について、あてはまるものを1つ
選び○をつけてください。

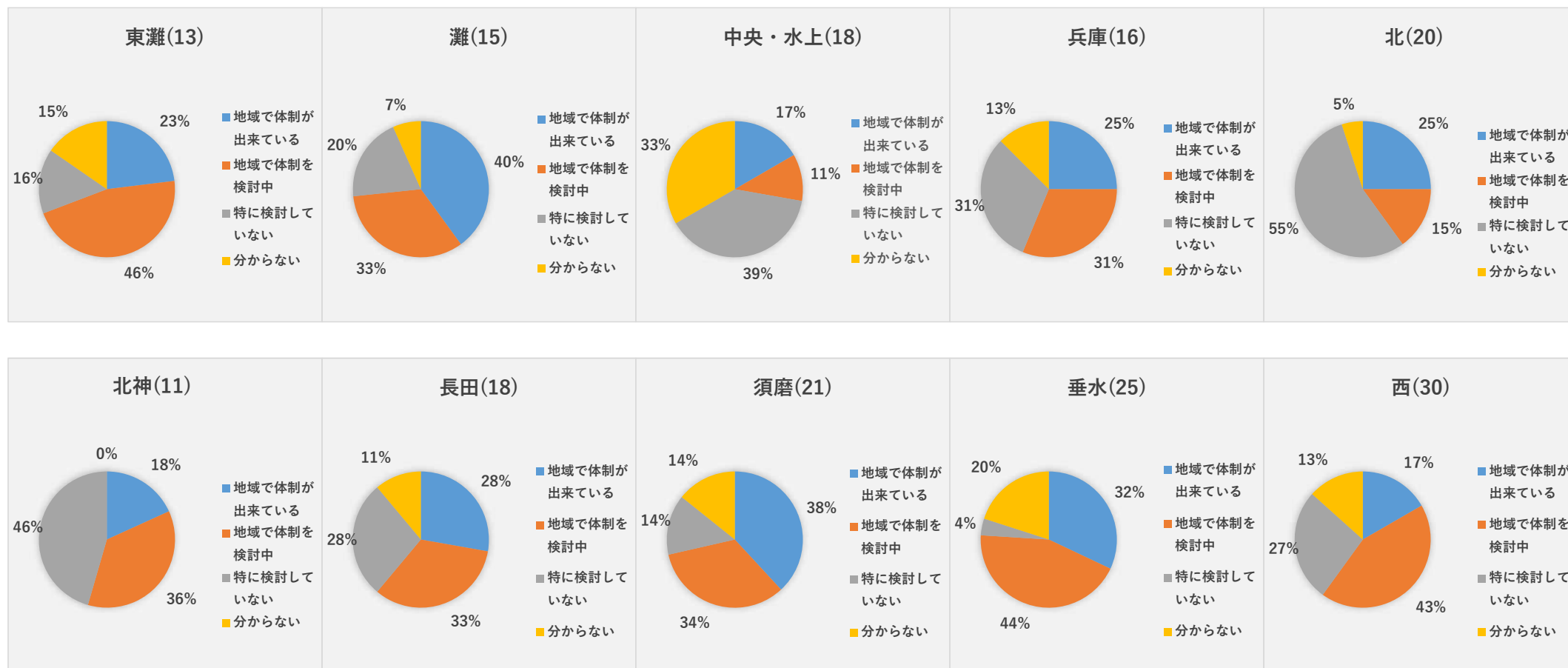


○「特に検討していない」が50地区(27%)

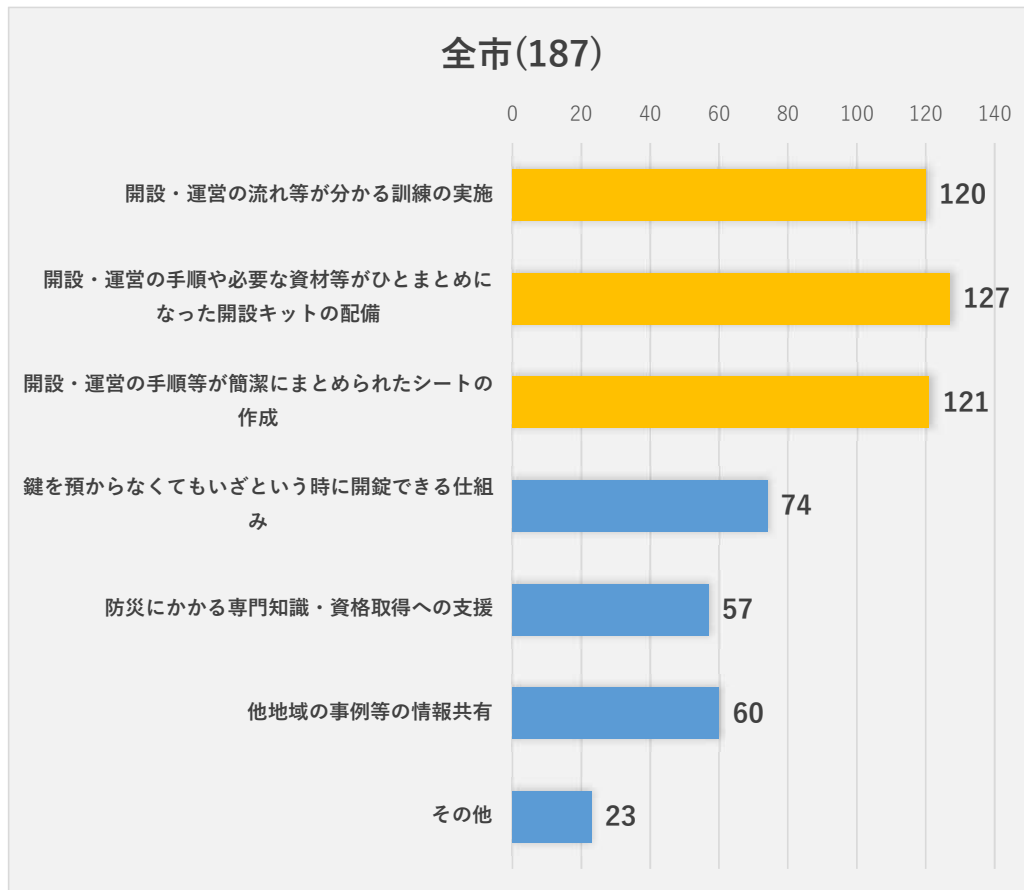
○中央(39%)、兵庫(31%)、北(55%)、北神(46%)、
長田(28%)では、全市平均よりも「検討して
いない」割合が多い。

○「地域で体制が出来ている」の回答割合が最
も多かったのは、灘区(40%)。「地域で体制
を検討中」も含めると、垂水区(76%)が最多

問17:地域の方々による避難所の開設や初期の運営について、あてはまるものを1つ 選び○をつけてください。



問18:地域で避難所を開設・運営する場合に、必要と思われる神戸市からの支援についてお聞きます。 【複数回答】



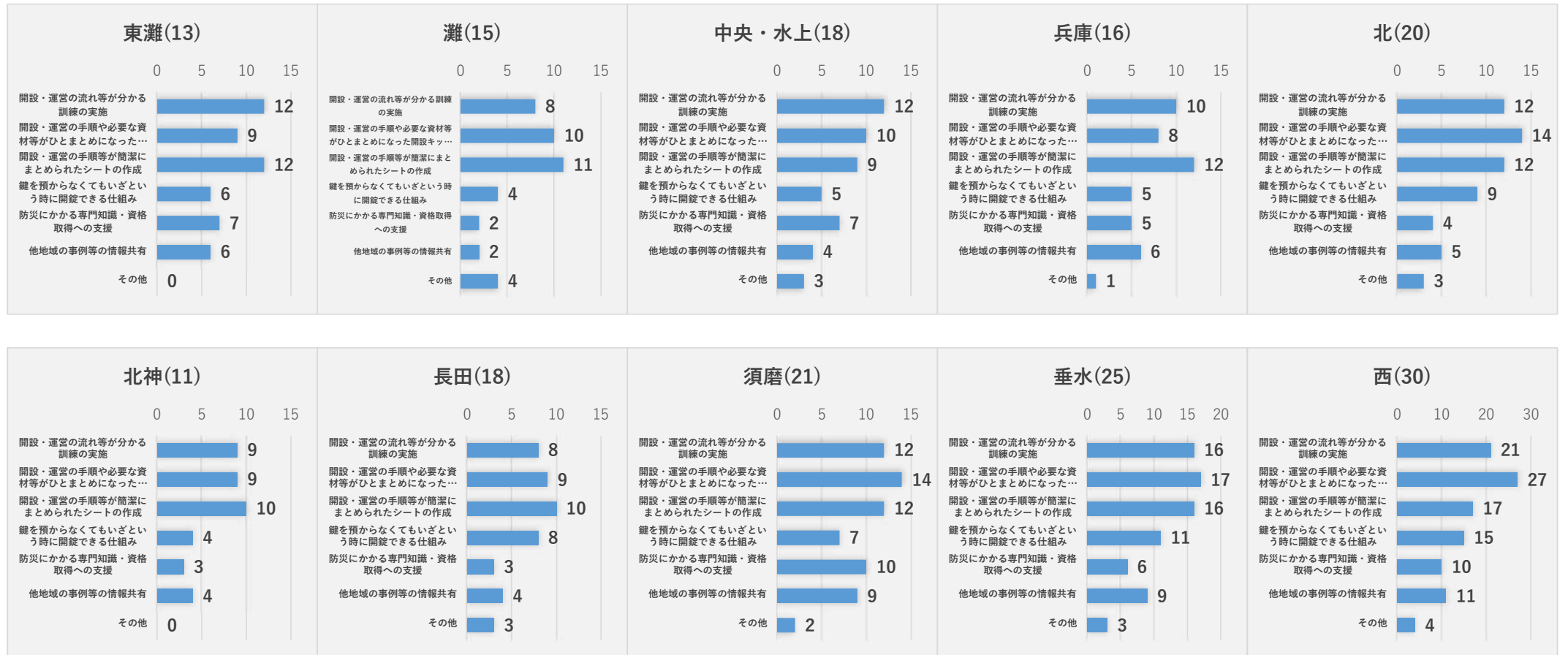
○開設キット(127地区・68%)、手順シートの作成(121地区・65%)、訓練の実施(120地区・64%)に対する支援について、いずれも6割以上の地区で希望があった。

問18:地域で避難所を開設・運営する場合に、必要と思われる神戸市からの支援についてお聞きます。 【複数回答】

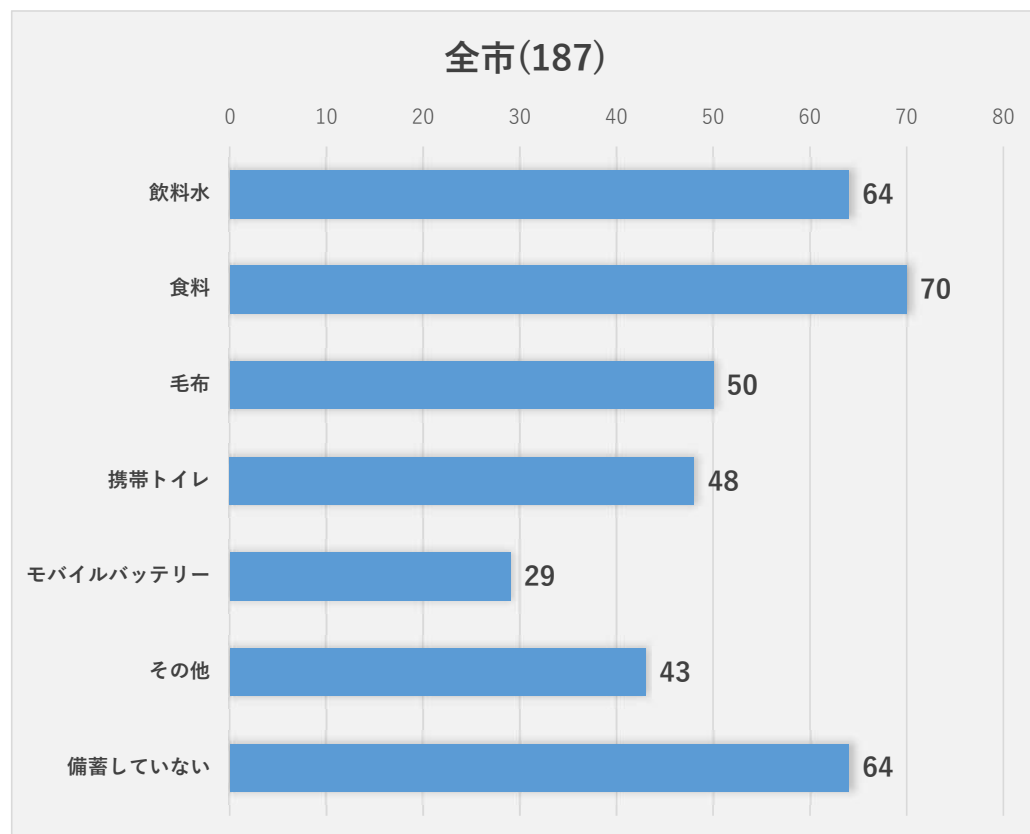
<その他の内容（主なもの）>

- ・ 平常時から地域の世話をしている自治会やふれまちの中心的なメンバーで仕切れる体制をつくりたい。
- ・ 避難所は行政が必ず開設、運営しなければならない。平常時より複数の行政人を選出しておき、行政の責任者を市民に伝えておくことが大事
- ・ 避難所で情報を得るためのテレビ等の設置
- ・ 高齢者避難など行政が発信した時点で避難所の受入れ体制を整えるべき。
- ・ まず地域内の団地・マンションがブロック単位で防災活動に参加してもらえるような施策を講じてほしい。
- ・ 居住している市職員がおれば、防コミの取り組みに参加してほしい（するべき）。
- ・ 災害時自宅での避難について指導する。
- ・ 施設管理者（学校）との手順、連携の協議の実施とともにマニュアル化すること。
- ・ 地域に即した運営マニュアルの作成にかかわるサポート（アドバイス）
- ・ 避難所の開設運営に関しての防コミと学校関係者との打ち合わせ時に区役所職員を同席させる。
- ・ 地域だけでなく、行政、学校、3者で共通認識を持つ。
- ・ 消防、小学校、区役所他の関係部署間を横断的に調整できる人材の配置。また、区役所や消防や教育関係の市役所または県のOBにもっと関与してほしい。

問18:地域で避難所を開設・運営する場合に、必要と思われる神戸市からの支援についてお聞きます。 【複数回答】



問19:避難用に防災福祉コミュニティ（又は地域）で備蓄をしている物資はありますか。

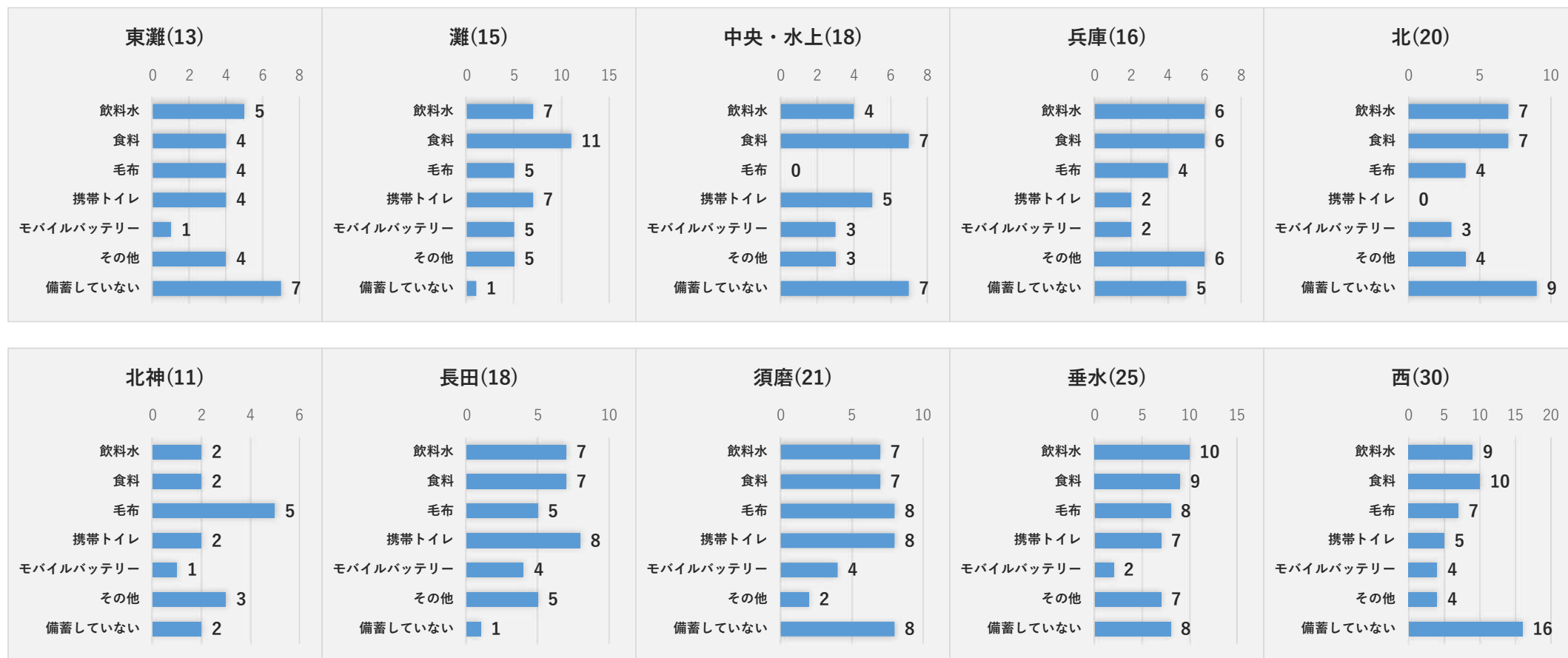


○「備蓄していない」との回答が34%

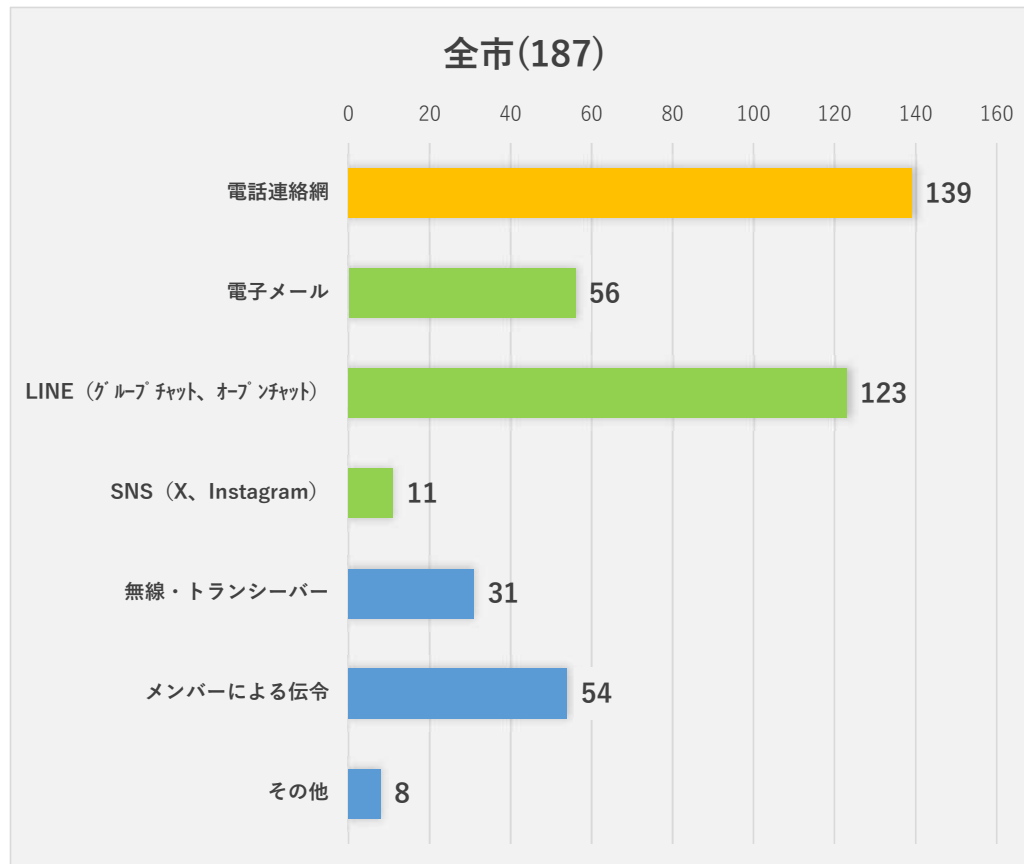
<その他の内容（主なもの）>

発電機、おむつ、生理用品、ブルーシート、設備資材、テント、救急用品、段ボールベッド、間仕切りテント、カセットコンロ、ヘルメット、大型バッテリー、トイレットペーパー、ヘッドライト、懐中電灯、電池、軍手、防災トイレ、車いす、搬送担架、無線機、拡声機、給水袋、防寒シート、AED、マスク、消毒用アルコール伸縮はしご(5m)、簡易組み立てテント、ポンプ、チェーンソー・シャベル、ジャッキ、バール、つるはし、ハンマー、リアカー、土のう、トイレ凝固剤、投光器

問19:避難用に防災福祉コミュニティ（又は地域）で備蓄をしている物資はありますか。



問24:大規模災害発生時において、役員間で情報共有をおこなう場合、どのような手段で実施しますか。 【複数回答】



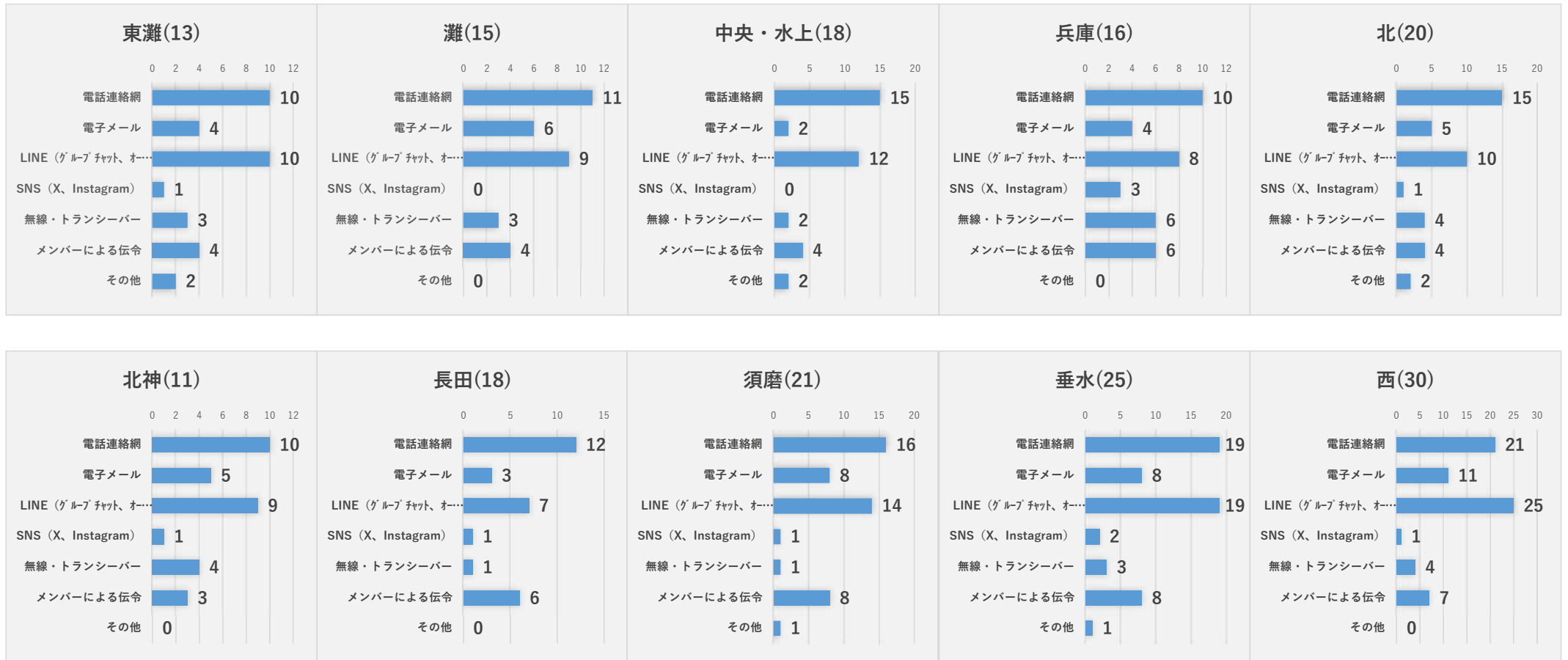
○「電話連絡網」が139地区（74%）と最も多く次いで「LINE」（123地区・66%）、電子メール（56地区・30%）であった。

○「電子メール」「LINE」「SNS」のいずれかを利用しているとの回答は141地区（75%）であった。

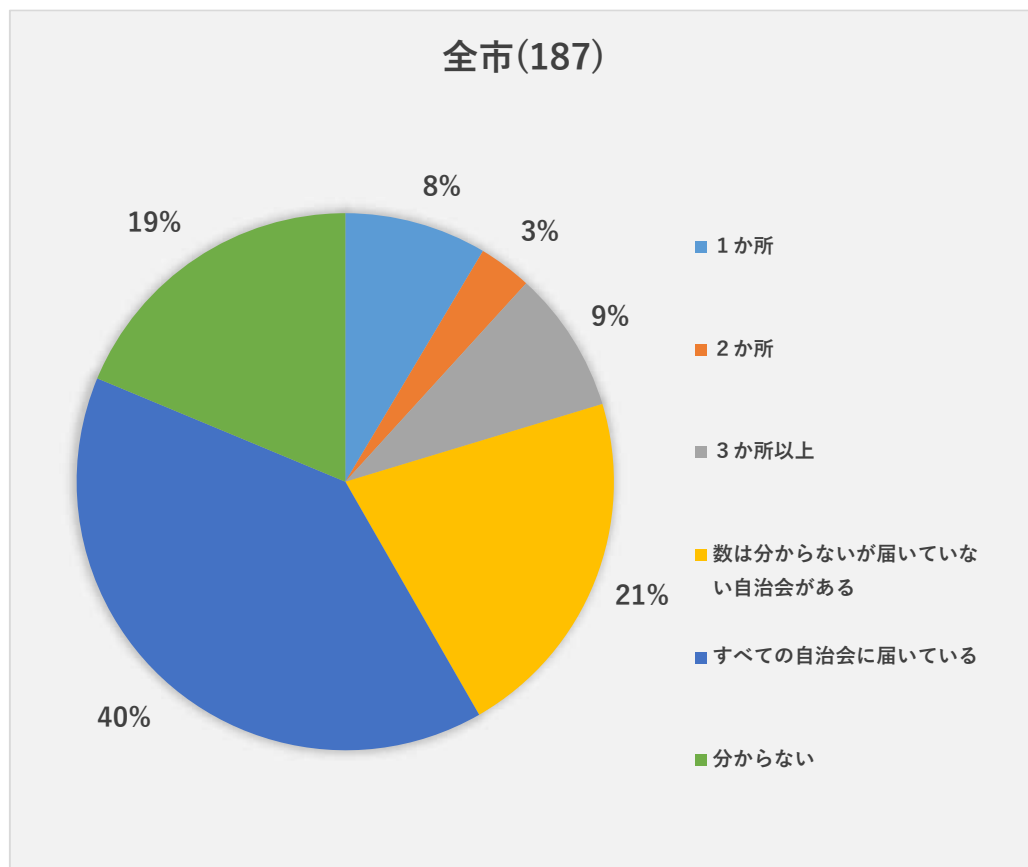
○電話連絡網や伝令の両方、又はいずれかのみとの回答は37地区・20%であった。

○区別もほぼ同様の傾向だが、西区では「LINE」の利用が「電話連絡網」よりも多かった。

問24:大規模災害発生時において、役員間で情報共有をおこなう場合、どのような手段で実施しますか。【複数回答】



問25:あなたの防災福祉コミュニティの管轄エリア内の自治会について、「防災福祉コミュニティとして発信される情報が届いていない」可能性のある自治会があれば、その数を教えて下さい。

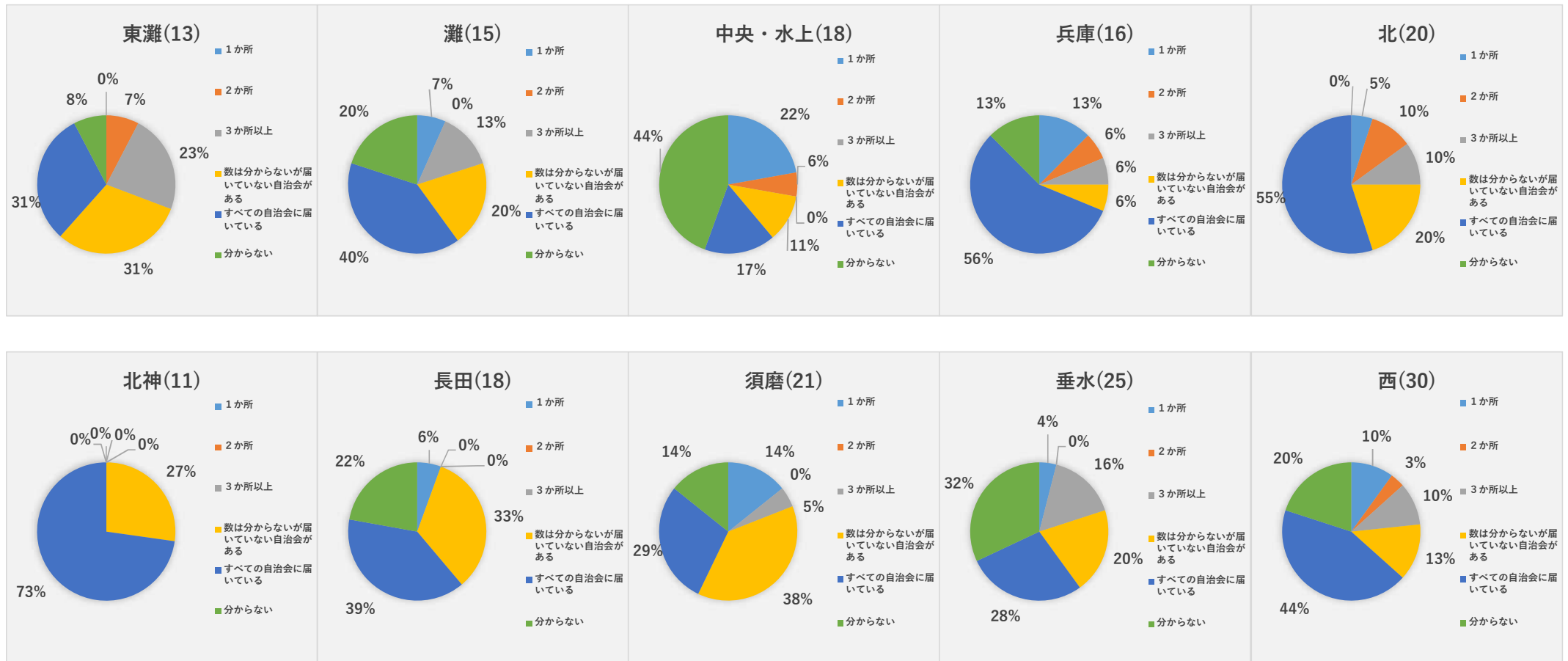


○「すべてに届いている」が74地区（40%）である一方、「1か所」「2か所」「3か所以上」、「数は分からないが届いていない自治会がある」との回答の合計は78地区(41%)と「すべてに届いている」より多い。

○届いていない自治会があるとの回答の方が、すべてに届いている」より多い区は、東灘（8地区・61%）、中央（7地区・39%）、須磨（12地区・57%）、垂水（10地区・40%）、西（11地区・37%）の5区

○兵庫（9地区・56%）、北（11地区・55%）、北神（8地区・73%）では過半数が「すべてに届いている」と回答

問25:あなたの防災福祉コミュニティの管轄エリア内の自治会について、「防災福祉コミュニティとして発信される情報が届いていない」可能性のある自治会があれば、その数を教えて下さい。



○アンケート結果を踏まえた課題

アンケート結果（抜粋）

- 活動継続が1～4年又は現状で困難：77地区（42%）
- 今後の人材確保ができていない：92地区（49%）

○実施すべき活動と認識

- ・避難所開設・運営：122地区（65%）
- ・救出・救護：80地区（43%）
- ・消火：61地区（33%）

○実施が困難な活動と認識

- ・消火：109地区（58%）
- ・救出・救護：84地区（45%）
- ・避難所開設・運営：68地区（36%）

○避難所の開設・運営訓練が未実施：111地区（59%）

○避難所の開設・運営訓練が未実施の理由

- ・訓練内容、方法が分からない：52地区（47%）
- ・人員が足りない：43地区（39%）

○情報が届いていない自治会がある：78地区（41%）

○大規模災害時に役員間の情報共有手段

- ・電話連絡網：139地区（74%）
- ・電子メール：56地区（30%）
- ・LINE・SNS：134地区（73%）

課 題

- ・地域に対する活動の継続・強化に向けた早期の支援が必要
- ・定年延長、コミュニティ活動への忌避感等、従来の担い手確保の限界も考慮した新たな担い手確保のための方策が必要

- ・地域による避難所開設・運営に向けた簡易なマニュアルや訓練実施への支援の充実
- ・時代の変化を踏まえた、防災福祉コミュニティに求める役割や活動のあり方
- ・市民目線に立った区役所と消防署の円滑な連携

- ・地域での防災に関する情報共有の円滑化

○検討委員会で検討いただきたい事項

- ① 地域防災・避難所開設を長期的に担っていただける地域人材（避難所運営リーダー）確保のための必要な支援策
 - ・「防災士資格取得助成制度」を活用した人材の確保・育成
 - ・市による防災福祉コミュニティへの説明、リーダー研修の実施
 - ・地域による避難所開設・運営訓練の促進方策（インセンティブ付与等）
 - ・地域人材が確保できない場合の地元企業・NPO等の活用方策
 - ・地域団体等に参加していないマンション住民の地域防災への参画
 - ・次世代育成支援策、防災教育
- ② 持続可能性確保のための市による地域防災の担い手に対するインセンティブ（謝礼等）のあり方
- ③ 区災害対策本部としての地域への支援のあり方
- ④ 地域での防災に関する情報共有の円滑化（LINEグループ、TEAMSの活用など）

神戸市地域防災力の向上に関する検討委員会（第 1 回） 意見照会書

機 関 名)

委員氏名)

本日の議題等についてご意見ございましたら、以下にご記入の上、下記事務局までご回答をお願いいたします。

➤ 防災福祉コミュニティアンケート結果に係る課題整理について

意見記載欄

➤ その他

意見記載欄

【提出先】

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所 4 号館（危機管理センター）2 階
神戸市危機管理局防災企画課（被災者支援担当）

Fax：078-322-6031

Mail：kiki_shien@city.kobe.lg.jp